

令和5年第1回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和5年3月13日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 黒川理佳	2番 檜原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
5番 原田健資	6番 武澤豪
7番 北上正弘	8番 後藤修
9番 坂東重夫	10番 藤本功男
11番 笠井安之	12番 中野厚志
13番 笠井一司	15番 松村幸治
16番 吉田稔	17番 木村松雄
18番 阿部雅志	19番 原田定信
20番 三浦三一	

欠席議員（1名）

14番 檜原伸

会議録署名議員

6番 武澤豪 7番 北上正弘

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長職務代理者副市長 町田寿人	副市長 木下修一
教育長 高田稔	企画総務部長 坂東孝一
市民部長 矢田正和	健康福祉部長 稲井誠司
産業経済部長 岩野竜文	建設部長 高田敬二
水道部長 大森章司	会計管理者 岩佐賢二
教育部長 森友邦明	危機管理局長 吉川和宏
企画総務部次長 森克彦	市民部次長 林英司
健康福祉部次長 小松隆	産業経済部次長 岡本正和
建設部次長 笠井和芳	教育部次長 佐藤正彦
教育部次長 酒巻達也	吉野支所長 松村栄治
土成支所長 住友勝次	阿波支所長 大塚清

水道部次長 吉岡 宏

農業委員会事務局長 相原 繁喜

監査事務局長 坂東 明

財政課長 大倉 洋二

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 猪 尾 正

事務局議事総務課長 松 永 祐 子

事務局議事総務課長補佐 藤 岡 知 寛

事務局議事総務課主任 林 穂奈美

議事日程

日程第 1 市政に対する一般質問

日程第 2 議案第 1 号 令和 4 年度阿波市一般会計補正予算（第 1 0 号）について

日程第 3 議案第 2 号 令和 4 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 4 議案第 3 号 令和 4 年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について

日程第 5 議案第 4 号 令和 5 年度阿波市一般会計予算について

日程第 6 議案第 5 号 令和 5 年度阿波市御所財産区特別会計予算について

日程第 7 議案第 6 号 令和 5 年度阿波市国民健康保険特別会計予算について

日程第 8 議案第 7 号 令和 5 年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 9 議案第 8 号 令和 5 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第 1 0 議案第 9 号 令和 5 年度阿波市介護保険特別会計予算について

日程第 1 1 議案第 1 0 号 令和 5 年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について

日程第 1 2 議案第 1 1 号 令和 5 年度阿波市水道事業会計予算について

日程第 1 3 議案第 1 2 号 阿波市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

日程第 1 4 議案第 1 3 号 阿波市個人情報保護審査会条例の制定について

日程第 1 5 議案第 1 4 号 阿波市国民健康保険条例の一部改正について

日程第 1 6 議案第 1 5 号 阿波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 1 7 議案第 1 6 号 阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 1 8 議案第 1 7 号 板野町と阿波市のペットボトルの処理に関する事務の委託に関する規約について

日程第 1 9 議案第 1 8 号 上板町と阿波市のペットボトルの処理に関する事務の委託

に関する規約について

日程第 20 議案第 19 号 阿波市道路線の認定について

日程第 21 議案第 20 号 阿波市道路線の変更について

(日程第 2 ～日程第 21 質疑・付託)

午前10時00分 開議

○議長（笠井一司君） 現在の出席議員は19名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（笠井一司君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回到引き続き行います。

まず初めに、4番竹内政幸君の一般質問を許可いたします。

4番竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 皆さん、おはようございます。

議席番号4番、無所属、竹内政幸……。

○議長（笠井一司君） 竹内議員、すいません、マスクをお外しいただいてお願いします。

○4番（竹内政幸君） 失礼しました。ただいまより一般質問を始めます。

まず初めに、少し時間をいただいて、初めに私が9月議会で一般質問しました県道鳴門池田線の歩道整備は、阿波町元町工区で整備が進んでいます。今後、庚申原工区、勝命工区の未整備区間もよろしくお願いします。

また、県道志度山川線は、阿波図書館東の工事が進んでいます。市道中央東西線以北の未整備区間の利便性、安全性の面からも早期の全線開通をお願いします。

さて、今回、私は大きく3つの質問を行います。

1といたしまして、久勝小学校周辺の交通安全対策について。

（1）といたしまして、JA阿波町久勝支所跡へ令和6年1月開設予定のJAあわ市（仮称）営農経済センター新設に伴い、現在解体工事が始まり、車両等の通行が頻繁になっています。近隣には、久勝小学校、久勝かもめこども園があり、今後の児童・生徒の交通安全対策について、教育委員会の答弁を願います。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） おはようございます。

竹内議員の一般質問の1問目、久勝小学校周辺の交通安全対策についての1点目、JAあわ市（仮称）営農経済センター新設に伴う、周辺の交通安全対策について答弁させていただきます。

小・中学校の児童・生徒の交通安全確保は、最重要課題であると認識しています。阿波市では、平成24年度より毎年、小・中学校の通学路において通学路危険箇所合同点検を実施し、通学路の安全確保に取り組んでいます。

通学路危険箇所合同点検では、学校、PTA、警察、道路管理者などが参加し、専門的、技術的な助言を基に、ハード、ソフト両面からより効果的な通学路の安全性の向上、確保に努めています。また、各学校においても学校安全計画を作成し、交通安全教育の充実を図り、子どもが安全に過ごせるよう取り組んでいます。

現在、久勝小学校の周辺においては、JAあわ市（仮称）営農経済センターの新設に伴い工事車両の通行が増加しており、学校、保護者、工事関係者等とも情報共有し、対応しているところでございます。特に、工事車両が学校周辺を通行する場合は、工事関係者において安全対策を徹底するとともに、学校においては児童がこのルートを通行しないよう注意喚起をするなど、学校と工事関係者が連携し、安全管理に努めております。

さらに、JAあわ市（仮称）営農経済センター新設工事が完了した後においても、その周辺の車両の通行が増加することも想定されることから、引き続き学校、地域、警察、関係機関等が連携、協働して、登下校時や車両が通行する経路などの安全指導、安全対策を徹底し、児童の安全確保に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 教育部長より、子どもたちの交通安全確保は最重要課題との答弁をいただき、また阿波市では毎年、通学路危険箇所合同点検を実施し、より効果的な通学路の安全性の向上、確保に努めているとのこと、また各学校において学校安全計画を作成し、交通安全教育の充実に取り組んでいるとのこと、JAあわ市（仮称）営農経済センター新設工事に関しては、児童がこのルートを通行しないよう注意喚起をし、学校と工事関係者が連携し安全管理に努めていく、また営農センター新設後、車両等の通行が増加することから関係機関と連携、協働し、安全指導、安全対策を徹底し、児童の安全確保に取り組むと森友教育部長より答弁がありました。今後ともよろしく願います。

次に、質問（2）といたしまして、先ほどの質問とも関連しますが、久勝小学校西に位

置する市道中央東西線と大原山王線の交差点は見通しが悪く、交通事故が多発しております。今後、JAあわ市（仮称）営農経済センターの開設に伴い車両等の通行が増し、安全面からもぜひとも当交差点に信号機の新設を要望します。建設部長の答弁をお願いします。

○議長（笠井一司君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 竹内議員の一般質問の1問目、久勝小学校周辺の交通安全対策についての再問、市道中央東西線と大原山王線との交差点の交通安全対策について答弁させていただきます。

議員お話しの交差点につきましては、阿波町森沢の久勝小学校から西側約300メートルに位置し、児童・生徒の通学路となっております。交通安全対策としまして、徳島県公安委員会では横断歩道や道路標識などの設置を行っており、加えて市道を管理する本市におきましては、運転者の安全確認を補助するためのカーブミラーを2か所設置し、交差点の安全対策を行っております。

一方で、昨年においても交差点内での事故発生が確認されており、議員お話しのJAあわ市（仮称）営農経済センターが建設されますと、交通量の増加による事故も懸念され、さらには毎年8月頃に行っている通学路危険箇所合同点検におきましても信号機の要望が上がっていたことから、信号機の設置については阿波吉野川警察署と現状について情報共有を行っているところです。こうしたことから、阿波吉野川警察署からは、信号機の設置に関しては通行量の基準があるため、まずはこの交差点の交通量調査を実施すると伺っております。

今後も、交差点における児童・生徒の安全対策をより一層推進していく必要があると認識しており、引き続き阿波吉野川警察署など関係機関と連携を図りながら、交通事故防止と安全・安心な交通環境の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 高田建設部長より答弁をいただき、現在、交差点安全対策として横断歩道、道路標識、カーブミラーを設置し、安全対策を行っているとのこと、また信号機の要望も上がっていることから、今後、阿波吉野川警察署と情報共有を行い、交通事故防止と安全・安心な交通環境の確保に向けて取り組むとの答弁をいただきました。

続きまして、大きい質問の2番に移ります。

現在、大野島潜水橋の復旧について、2月上旬より橋の橋脚の傾きが見つかり、通行止めが続き、特に善入寺島の耕作者農家、通学生徒、お遍路さんが大変不便をしています。農家は、これから春作の種まき、植付け、早期米の田植が始まり、農業機械の移動頻度が増し、上流の千田橋迂回では数倍の時間がかかります。今後、できるだけ早期の復旧を要望しています。木下副市長に答弁を願います。

○議長（笠井一司君） 木下副市長。

○副市長（木下修一君） 竹内議員の一般質問の2問目、大野島潜水橋復旧について、2月上旬より全面通行止めとなっているが、現状及び復旧について答弁をさせていただきます。

議員お話しの大野島橋は、善入寺島と本市の市場町大野島の間に架かる橋長228メートル、幅員約3メートルの潜水橋であり、34本ある鉄筋コンクリート製の橋脚のうち1本の傾きが確認されたことから、2月8日午後7時から県において全面通行止めの措置が取られております。

現状と今後の復旧につきまして、県東部県土整備局吉野川庁舎に確認しましたところ、2月9日に緊急点検を行った結果、大野島橋については現在確認されている箇所以外に変状なく、その他の善入寺島に架かる4つの潜水橋につきましては、特段の変状は確認されなかったと伺っております。

今後の復旧につきましては、まず非出水期である5月末までには鋼材等での補強による仮復旧工事を終え、車両通行も含め交通を開放していく予定であり、それまでの間はご不便をおかけすることとなりますが、迂回路として大野島橋の約2キロ上流に位置する千田橋をご利用いただくことで善入寺島への進入は可能であり、これまでと同様に川島橋を利用いただければ吉野川市へも行っていただけるとのことでございます。

一方、仮復旧の段階では、従来、潜水橋で規制されている9トンまでの重量制限をより厳しく規制する可能性もあり、その際には重量が重い車両につきましては、仮復旧後においても千田橋のご利用をお願いすることとなるとのことでございます。

加えて、本復旧につきましては、吉野川の管理者である国土交通省と早急に協議を進め、再度非出水期となる11月から速やかに工事に着手し、一日も早い復旧を目指したいと伺っております。

大野島橋につきましては、本市の基幹産業である農業はもとより、通勤通学路、遍路道として必要な橋梁であり、引き続き県に対しまして早期復旧をお願いしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 木下副市長より現状と今後の復旧について答弁があり、復旧については、非出水期である5月末までに補強による仮復旧工事を済ませ、車両の通行も含め速やかに工事に着手し、一日も早い復旧を目指したいとのこと、今後も県に対し早期の復旧をお願いするとともに答弁をいただきました。できるだけ早期の完全復旧を願い、この質問を閉じます。

次の質問に移ります。

3問目といたしまして、本市の農業支援について。

（1）といたしまして、昨年12月議会で中野議員も質問いたしましたが、農業立市である本市なので、再度質問します。

本年度、秋に実施したがんばる農業者応援給付金について、農業法人、個人の給付件数、給付額、給付率はどのようになっていますか。

（2）といたしまして、農業資材の高騰による肥料価格高騰対策事業について、1年前に始まったロシアによるウクライナ侵攻以降、諸物価の高騰が続き、特に肥料価格の高騰がひどい状況です。一例を挙げると、稲作の元肥あきさかり専用一発肥料20キログラムの価格は、昨年3,941円が本年は6,693円と、約1.8倍の価格となっています。米価低迷の中、このような状況が続けば、農家の耕作意欲の低下、耕作放棄地の増加につながり、本市の農業にも大きな問題です。ぜひ、肥料価格高騰対策制度はどのような状況か、産業経済部長に答弁を願います。

○議長（笠井一司君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 竹内議員の一般質問の3問目、農業支援について2点ご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目の本年度実施したがんばる農業者応援給付金事業についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、肥料や燃油などの価格高騰に直面している市内農業者の皆様を応援し、事業活動の維持、継続につなげていただくことを目的に、令和4年9月1日から11月30日までを受付期間とし、阿波市がんばる農業者応援給付金事業を実施いたしました。

この事業の給付金額につきましては、個人農業者が1経営体当たり5万円、法人農業者が1経営体当たり10万円でございます。

次に、この事業の実績につきましては、個人の農業経営者においては申請者数が1,757人、給付額が8,785万円で、申請率にいたしますと約9割でございました。また、農業法人においては申請数が49法人、給付額が490万円で、申請率にいたしますと約8割でございました。

ただいま申しあげましたように、多くの市内農業者の皆様にも阿波市ががんばる農業者応援給付金事業をご活用いただけたものと認識しております。

次に、2点目の肥料価格高騰対策事業についてでございますが、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ウクライナ情勢等の影響により化学肥料原料の国際価格が大幅に上昇し、肥料価格が高騰しております。

このような中、農業経営に対する影響緩和のため、化学肥料の低減、堆肥等の国内資源の活用等を行う農業者に対し、肥料コスト上昇分の一部を支援する取組として、国では肥料価格高騰対策事業、加えて県におきましても徳島県肥料価格高騰緊急対策事業を実施しているところです。

この事業は、化学肥料低減に向けた取組等を実施した場合、前年度と今年度を比較し、増加した肥料費分について最大85%の支援を受けることができるものです。この事業については、JAあわ市やJA板野郡、肥料販売店などが窓口となっており、本市ではより多くの農業者がこの制度をご活用していただけるよう、阿波市ケーブルテレビでの放送を実施し、事業内容を周知させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 岩野産業経済部長より答弁をいただき、阿波市ががんばる農業者応援給付金事業は、個人1,757人、法人49法人、ともに該当者の8割台の給付率であり、給付額は総額で9,275万円となっているとの答弁をいただきました。

（2）の質問では、国において肥料価格高騰対策事業、県においても徳島県肥料価格高騰緊急対策事業を実施している。要件はあるが、最大で85%の支援がある。この事業については、各JA、肥料販売店が窓口になり、阿波市ケーブルテレビでも放送して事業推進を図っていると答弁をいただきました。農業経営が厳しい状況が続いてる中、来年度もぜひ2つの事業の継続をお願いします。

続きまして、再問といたしまして、（3）の市内の土地改良区への電気代高騰対策について、令和4年度の水稲期間、小雨、高温により市内改良区においてかんがいポンプの使

用頻度が増し、また電気代の高騰が追い打ちをかけ、改良区の運営にも影響が出ています。県、市の電気代補助金制度はどのような状況か、岩野産業経済部長に続けて答弁をお願いします。

○議長（笠井一司君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 竹内議員の一般質問の3問目、農業支援についての再問、市内土地改良区への電気代高騰対策について答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵攻等の影響により、原油や液化天然ガスなどの燃料価格が高騰し、電力会社では相次ぎ電気料金の大幅な値上げが行われたところでございます。電気料金の高騰は、土地改良区等が農業水利施設を管理運営する上で、組合員である農業者にとって経済的に大きな負担になるものと考えております。

そこで、本市では、今年度基幹産業である農業を支えるため、土地改良区等が使用した電気料金の一部を支援することで、組合員である農業者の負担軽減を図ることを目的に、本市独自の施策として、阿波市農業水利施設・電気料金高騰対策支援事業を実施することといたしました。この事業の支援対象といたしましては、市内に受益地があり、電気料金高騰の影響を受けた土地改良区等であることとしております。

次に、支援内容といたしましては、土地改良区等が農業水利施設用として使用した電力料金のうち、燃料価格の変動によって料金調整を行う燃料費調整額の令和3年と令和4年4月から12月までの料金を比較し、増加分全てを支援いたします。

なお、本市が実施する事業と並行して、徳島県においても同様の事業、土地改良施設・電気料金高騰対策緊急支援事業を実施しておりますので、徳島県の支援と重複する部分はこの事業の支援対象外とさせていただきます。

最後に、この事業の申請状況等でございますが、土地改良区から9件、水利組合から2件、合計で11件、約400万円の申請をいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 竹内政幸君。

○4番（竹内政幸君） 岩野産業経済部長より、本市の基幹産業である農業を支援するための土地改良区への本市の施策として、阿波市農業水利施設・電気料金高騰対策支援事業を実施すること、県においても同様の支援金事業があり、重複部分は対象外となること、現在11件の申請があり、約400万円の支援を予定していると答弁をいただきました。

本日の私の質問は、県、市への要望をする内容が多数でしたが、今後ともよろしく願  
いして、私の今回の質問を終わります。

○議長（笠井一司君） これで、4番竹内政幸君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時37分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番笠井安之君の一般質問を許可いたします。

11番笠井安之君。

○11番（笠井安之君） 11番笠井安之。

令和5年第1回阿波市議会定例会の質問をさせていただきます。

まず、質問に入ります前に、本年3月末をもって定年退職を迎えられます職員の方々には、長年にわたり阿波市発展のためご尽力賜りましたことに対しまして、心より感謝申し上げます。今後とも、阿波市の将来に向けたご意見やご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

今回の私の質問は、阿波市農業振興計画について、多面的機能支払交付金事業について、防犯カメラの設置についての3件でございます。

まず、阿波市農業振興計画について質問いたします。

本定例会開会日の全員協議会において、第3次阿波市農業振興計画の素案の説明を受けましたが、まずは第2次阿波市農業振興計画に基づく成果について質問をしたいと思います。

第2次阿波市農業振興計画は、平成23年に策定された第1次農業振興計画から7年経過し、その間の農業従事者の高齢化による担い手不足の深刻化、耕作放棄地の増加など農業情勢の変化を踏まえ見直しが行われ、平成30年3月に策定されたものです。

この第2次阿波市農業振興計画では、5つの基本方針が示されていました。

1つ目は、阿波市ブランドの構築、安全・安心な農産物の生産、効率的な農業生産の推進、畜産振興などの地域特性を生かした農産物の生産です。

2つ目が、有害鳥獣被害対策、耕作放棄地の発生防止及び解消、農業用廃材の適正処理などの農用地の保全です。

3つ目は、農地有効活用のための基盤整備、農地集積・集約化の農業生産基盤の整備です。

4つ目は、新規就農者の育成と確保、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化推進、第1次産業関連企業の誘致、小規模農家への対策、女性・高齢者への支援の多様な担い手の育成です。

そして、5つ目が販売PR活動の充実、農商工、観光関係、産官学金融関連の促進といった交流と協働の促進です。

これらに基づき施策の展開が図られてきましたが、その成果はどうであったのかについて、岩野産業経済部長にお伺いいたします。

○議長（笠井一司君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 笠井安之議員の一般質問の1問目、阿波市農業振興計画についての1点目、第2次阿波市農業振興計画の成果について答弁をさせていただきます。

第2次阿波市農業振興計画は、平成23年3月に策定した第1次阿波市農業振興計画の施策や進捗状況等を検証するとともに、新たな課題、問題等に柔軟に対応できる施策の展開を図るため、平成30年3月に策定されたものでございます。

第2次阿波市農業振興計画の期間は、平成30年から令和4年までのおおむね5年間とし、県下の農業地域であり、安全・安心な農産物を届ける供給地としてあり続けるべく、また本市の基幹産業である農業を前進させることを農業振興の理念として、伝統、挑戦、活力の阿波市農業を将来像とし、5つの基本方針のもと、施策の展開を図ってまいりました。

この間、農業を取り巻く環境は、世界中が想像だにしなかった新型コロナウイルス感染症による影響やウクライナ情勢、そして円安などによる資材価格や肥料価格高騰などが長期に及び、非常に厳しい状況にあります。

また、国では持続可能な農業に向けてみどりの食料システム戦略を打ち出し、スマート農業や有機農業への取組を強化するなど、本市の基幹産業である農業は大きな転換点を迎えているものと認識しております。

議員ご質問の第2次阿波市農業振興計画の成果については、第1次産業関連企業誘致において、高度環境制御による最先端技術を導入しトマト栽培を行う株式会社トマトパーク徳島、株式会社INITIUM、さらにLEDを利用し植物工場でレタス栽培を行う株式

会社西潟スレート工業所の植物工場COCONが整備されました。

本市ブランドの構築では、本市の特色ある優れた農畜産品や、それを利用した加工品を特産品として認証する阿波市特産品認証制度では、第2次計画期間中に10品目が追加認証され、令和4年3月現在で合計28の認証品が誕生しており、本市農業の活性化に貢献しております。

そのほか、平成30年度から農業後継者として2名の地域おこし協力隊員がブドウ農家と養蜂農家のもとで3年間の研修を行ってまいりましたが、無事研修期間を終え、それぞれ市内で定住し、農業者としての道を歩み始めており、農業後継者不足解消に対する効果的な事業になったものと判断をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 笠井安之君。

○11番（笠井安之君） 岩野産業経済部長よりご答弁いただきました。

ご答弁によりますと、第2次阿波市農業振興計画は、伝統、挑戦、活力の阿波市農業を将来像として、5つの基本方針のもとで施策の展開を図ってきたとのことでありました。この間、農業を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症による影響やウクライナ情勢、円安などによる資材や肥料価格の高騰により厳しい状況であるとのことでした。また、国では、みどりの食料システム戦略によりスマート農業や有機農業への取組を強化しており、阿波市の農業は大きな転換期を迎えているとお言葉もありました。

この5つの基本方針を私なりに個別に見てみると、いろいろと問題が見えてまいります。

農地の保全については、有害鳥獣被害対策において、イノシシや猿、鹿は減少するどころか被害は増加の一方です。また、耕作放棄地の発生防止及び解消についても、農業従事者の高齢化により少しずつ増加しているのではないかと考えています。また、農業生産基盤の整備においては、圃場整備がなかなか進まなかったり、農地の集積、集約に大きな成果が現れていないのが現実です。また、農業センサスによりますと、農業従事者の減少は、平成17年に4,058人いたものが令和2年には2,554人に減少し、耕地面積も平成28年には3,710ヘクタールあったものが令和3年には3,560ヘクタールに減少していることから、数字的にも効果が現れていないのが現実だと思います。

最近の農業を取り巻く状況は、先ほど部長が申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症をはじめ、ウクライナ情勢や円安の影響による農業資材の高騰や農業従事者の高齢化

に伴う後継者不足並びに遊休農地の増加や鳥獣被害など、なかなか明るい話題が見つかりません。

現在、パブリックコメントの募集が行われております第3次阿波市農業振興計画は、阿波市農業の将来像を実現するため、第2次阿波市農業振興計画と同様に5つの基本方針を農業振興の柱としています。

そこで、再問として、第3次阿波市農業振興計画の策定を前に、阿波市としての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（笠井一司君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 笠井安之議員の一般質問の1問目、阿波市農業振興計画についての再問、第3次阿波市農業振興計画策定について答弁をさせていただきます。

本市では、基幹産業である農業を振興するため、平成23年3月に第1次阿波市農業振興計画を、平成30年3月に第2次阿波市農業振興計画を策定し、本市農業の将来像の実現に向け、施策の推進を行ってまいりました。

第2次阿波市農業振興計画の取組については、先ほどもご説明しましたとおり一定の成果があった一方で、産地の拡大、担い手の育成など直ちに成果が現れにくいものも多く、今後も引き続き取組を必要とするもの、また社会情勢の変化などを含めた農業を取り巻く環境への対応などが求められています。

こうしたことも踏まえ、現在策定中の第3次阿波市農業振興計画では、これまで実施してきた各種施策の進捗状況に応じた見直しを行いながら、国のみどりの食料システム戦略の実現に向けた未来につなぐ環境に優しい農産物づくりへの取組などを計画に盛り込み、審議会や作業部会において議論を深めていただいているところです。

第3次阿波市農業振興計画では、本市が農業立市として輝き続けていくため、魅力と活力で次世代につなぐ阿波市農業を将来像とし、その将来像の実現に向け、地域特性を生かした「阿波市ブランド」の展開、農地の保全と利用促進、農業と環境の共生、多様な担い手の育成・確保、交流と協働の促進の5つを基本方針とし、積極的な施策の展開を図るとともに、国、県、JAとの連携をこれまで以上に密にし、本市で生まれ育つ子どもたちが胸を張って将来の夢は農業がしたいと笑顔で話せるような農業地域となるよう、精いっぱい事業を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 笠井安之君。

○11番（笠井安之君） ご答弁いただきましたが、私なりに第2次と第3次を比較してみると、第2次計画では2つ目の農地の保全と3つ目の農業生産基盤の整備が、第3次計画の素案では統合され農地の保全と利用促進となり、新たに農業と環境の共生が追加され、有機農業に取り組むモデル地区づくりと安全・安心な農産物の生産・消費サイクルの構築が掲げられております。

3つ目の農業と環境の共生では、化学肥料2割減、化学農薬1割減を2030年までの中間目標として、有機栽培技術の定着と人材育成に取り組む目標を掲げています。昨年からの化学肥料や農薬価格の高騰は、農家経営の存続をも脅かしており、有機農業への取組は、安全・安心な農産物作りと農業経営の安定につながっていくものと考えます。

また、4つ目の多様な担い手の育成・確保では、農福連携の推進と農業内外からの参入支援、次世代につなぐための人材育成が追加されています。これは、新規就農者の受入れ体制の充実とフォローアップを積極的に行うということだと思います。

これに加えて、集落営農の推進や第2次計画においても成果として上げられています農業関連企業の誘致を目指すものであると思いますが、今後もこういった関連企業の誘致を推進してほしいと思います。

阿波市の農業を発展させるためには、担い手の育成と人材育成が最も重要なものであることは言うまでもありませんが、市内外からの人材も多く参入していただけるよう、体制づくりを進められる計画にしていきたいと思います。

この第3次阿波市農業振興計画を読んだときに、阿波市の農業が進む方向を示しているとはいうものの、具体的な振興計画が私には見えてきません。この計画書が阿波市農業の発展のための教科書となるような内容にできないのでしょうか。阿波市ならではの農業振興、他の市町とは違う農業振興計画が策定できることを強く望んで、この質問を終わりたいと思います。

次に、多面的機能支払交付金事業について質問いたします。

近年の農村をめぐる情勢は、農村地域における人口減少及び高齢化の進行が顕著となり、令和4年の農業経営体数は日本全体で97万5,000経営体となり、初めて100万経営体を下回り、2010年から2020年までの10年間で都市化や無住化により農業集落数が約1,000も減少したとの報告があります。社会構造の変化に伴い農地の所有と利用の分離が進み、農業生産活動が少数の大規模経営体に移るとともに、地域資源の保全管理に携わる人が減少したため、非農業者も含めた集落全体で地域資源を維持してい

くことが必要となってきました。

そのため、全国的に農地周りの水路や農道などの施設は、農業集落と地域の共同活動により保全し、非農業者が学校、企業といった農業者以外の方と連携を取って保全管理が行えるよう、平成19年度に農地・水・環境保全向上対策事業として創設され、その後平成26年度からは多面的機能支払交付金事業として取組が推進され、阿波市においても各地区で積極的にこの活動が行われています。

多面的機能支払交付金事業とは、農業、農村の有する多面的機能、国土の保全や水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成などの維持、発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するための交付金です。

交付金の構成では、農地維持支払交付金が1番目としてあります。地域資源の基礎的な保全活動として水路の草刈りや泥上げ、農道の路面維持補修などが行えます。地域資源の適切な保全管理のための推進活動として、体制の拡充や強化、保全管理構想の作成も行えます。

2番目として、資源向上支払交付金では、地域資源の質的向上を図る共同活動として、水路、農道、ため池などの施設の軽微な補修工事や植栽による景観形成、ビオトープ作りなど、農村の環境保全活動、防災・減災力の強化、遊休地の有効活用など多面的機能の増進を図る活動があります。また、老朽化が進む水路などの補修、更新など、施設の長寿命化のための活動も行うことができます。

そこで、今年度の阿波市内の多面的機能支払交付金事業実施状況はどうなっているのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（笠井一司君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 笠井安之議員の一般質問の2問目、多面的機能支払交付金事業についての1点目、本年度の阿波市内の多面的機能支払交付金事業の実施状況はどうなっているのかについて答弁をさせていただきます。

多面的機能支払交付金事業につきましては、農業や農村が有する多面的な機能の維持や機能の発揮を図るため、地域の共同活動に係る事業の支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することを目的としています。

議員ご質問の本年度の阿波市内の多面的機能支払交付金事業の実施状況についてでございますが、現在本市では15の活動組織で36の保全隊が市内の耕地面積約2,611ヘクタールのうち83%に当たる約2,167ヘクタールを対象として活動しており、約1

億4, 700万円の補助金を受け、農地周りの草刈りや水路の泥上げなどの保全活動と水路やため池の軽微な補修など施設の長寿命化の活動に取り組んでいただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 笠井安之君。

○11番（笠井安之君） ご答弁いただきました。

現在、阿波市では15の活動組織で36の保全隊が多面的機能支払交付金事業に取り組んでいるとのことでありました。対象面積は、市内農地の83%に当たる約2,167ヘクタールに対して、約1億4,700万円の補助金により活動が行われているとのことご答弁も併せていただきました。

この制度は、国が50%、県が25%、市が25%の負担で、地元負担が要らない非常に農家にとって有利な事業です。この事業が実施されるまでは、市内の土地改良区や水利組合が補助事業や独自の事業として施設の維持管理を行っておりましたが、現在は地域の農業者と非農業者が一体となって農地や用水などの地域資源の保全管理を行うことができるようになりました。また、施設の維持管理費用も年々増加し、思うように農業生産品の販売収益が得られない農家経営に重くのしかかかってきていました。そのときに実施されることになったこの事業は、農家にとって本当にありがたい事業だと思っております。

阿波市は、この事業が本格的に実施される前の年から実験事業としていち早く事業参加し、現在に至っています。私も地域の保全隊の一員として、春には地域の皆さんと用水路の泥上げや農道の除草、秋にも農道などの除草を行うとともに、認定こども園、小学校、中学校、高等学校と連携をして、遊休農地を利用したコスモスやヒマワリの種まき、パンジーなどの花植え、芋掘り、また田植や稲刈り体験を通じて農業の楽しさと労働の喜びを体験するなど、地区内の子どもたちとも交流を積極的に行っています。

この事業の開始以来、農家に関係する人たちはもちろんのこと、非農業者や地域住民にとってなくてはならない事業として定着しつつあります。

そこで、再問として、今年度までの事業実施効果をどのように捉えているのか、これまでの問題と今後の事業展開をどう考えているのかについて、岩野産業経済部長にお伺いしたいと思います。

○議長（笠井一司君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 笠井安之議員の一般質問の2問目、多面的機能支払交付

金事業について2点再問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目の今年度までの事業実施効果をどのように捉えているのかについてでございますが、本事業を活用し、農家と農家以外の住民が共同で水路の泥上げや農地周りの草刈りなどの活動を行うことにより、地域コミュニティの発展に寄与し、担い手農家への負担軽減につながっています。また、遊休農地の草刈りを行い、ヒマワリやコスモスなどを植栽することにより、害虫発生を抑止や周辺農地への雑草の侵入防止など、良好な地域環境の形成に役立っているものと認識しています。

次に、2点目のこれまでの課題と今後の事業展開をどのように考えているのかについてでございますが、本事業につきましては地域における人口減少や農業従事者の高齢化、担い手不足、それに伴う遊休農地の増加に加え、保全隊においては本事業の制度の複雑化や事務手続の負担の増加など、活動継続に課題があるものと懸念しています。これらの課題解決に向け、今後、市内にある15の活動組織について、活動継続の負担となる事務手続の効率化や、小規模組織では人員確保が困難で取り組めなかった事業の実施を可能にするため、組織の広域化と併せ、未実施地区の組織化や活動区域の拡大に向け、積極的に推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 笠井安之君。

○11番（笠井安之君） ご答弁いただきました。

ご答弁では、令和5年度までの事業実施効果はどのようなのかについては、農家と農家以外の住民が共同で水路の泥上げや農地周りの草刈り作業を行うことで地域コミュニティの発展に役立つとともに、担い手農家の負担軽減につながっているということでありました。高齢化が進み、自分の所有する農地の保全ができなくなったり、耕作放棄地が増加したり、農業施設の維持管理費の負担ができなくなるなど、阿波市農業の存亡が危惧されている中で、本事業の取組は本当にありがたい事業だと思います。また、遊休農地の除草作業やコスモスやヒマワリなどの植栽は、地域環境の改善や雑草の侵入防止に役立っているとのことご答弁もありましたが、遊休農地の増加は農村環境の悪化を招く要因でありますので、今後も地域の住民が一丸となって遊休農地の減少に取り組んでいただきたいと思います。

次に、これまでの課題と今後の事業展開はどのように考えているのかについてのご答弁では、地域の人口減少や農業従事者の高齢化、担い手不足による遊休農地の増加と、活動

組織については事業制度の複雑化や事務手続の負担増加などの課題があるとのことであります。これらの課題を解決するために、市内にある15の活動組織の負担となっている事務手続の効率化や組織の広域化や事業未実施地区の組織化や区域の拡大を推進していくとのお考えもお聞かせいただきました。既に、市場町や阿波町では組織の広域化が進められていますが、まだまだ事業の効率化を行うためには、もう一步踏み込んだ阿波市の指導と対策が必要だと考えますので、ご検討をよろしく願いいたしまして、この質問を終わりたいと思います。

次に、3番目といたしまして、防犯カメラの設置についてお伺いしたいと思います。

近年の犯罪は、凶悪化、広域化となり、阿波市のような地方の町でも決して油断できない状態となっております。先日も、東京都狛江市で強盗殺人事件が発生し、高齢者が殺害されるといった事件や、埼玉県で小学校に暴漢がナイフを持って侵入してきたりする事件があり、日本全国ではテレビや新聞で毎日のように殺人や傷害事件が連続して起こっていることが報道されています。

阿波市には警察署の本署がなく、このような凶悪犯罪が起こった場合は、迅速な犯人逮捕ができるのか心配をしている市民の方も少なくないのではないかと思います。防犯カメラは、もし事件や事故が起こったときに手がかりとなる情報がたくさん写り込んでいることが予想され、事件、事故の早期解決になくってはならないアイテムだと思います。防犯カメラの設置に関する質問は、去る平成30年第2回定例会において坂東重夫議員もしたものでありますが、その後において各小学校に防犯カメラが設置されたと聞いておりますので、現在の設置状況はどうなっているかについてお伺いしたいと思います。

○議長（笠井一司君） 吉川危機管理局长。

○危機管理局长（吉川和宏君） 笠井安之議員の一般質問の3問目、防犯カメラの設置についての1点目、市内に設置されている防犯カメラの設置状況はどうなっているのかについて答弁させていただきます。

本市では、近年の防犯意識の高まりから、登下校中の児童・生徒を犯罪、事故被害から守るため、撮影による犯罪抑止効果を目的として、令和元年度より3か年計画で防犯カメラ設置事業を実施いたしました。

防犯カメラの設置状況につきましては、地域の自治会にもご理解、ご了承をいただき、令和元年度、令和2年度事業として、市内の10の小学区ごとに2台、合計20台を通学路に設置しております。令和3年度は、観光地周辺の安全確保を図るため、土柱頂上ト

イレ横に1台、土柱そよ風広場駐車場に1台、道の駅どなり駐車場に1台の合計3台を設置いたしました。3か年で合計23台を設置している状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 笠井安之君。

○11番（笠井安之君） ご答弁いただきました。

防犯カメラの設置状況については、令和元年度及び2年度にかけて、市内10の小学校区に各2台、合計20台を通学路に設置しているとのことでありました。また、令和3年度には土柱頂上トイレ横、土柱そよ風広場駐車場、道の駅どなり駐車場に各1台の3台を設置しており、合計23台を設置しているとのことでありました。これに加えて、坂東重夫議員の質問時に、当時の担当部長からの答弁の中に、市内のこども園3か所、小・中学校14か所と県立高校2か所の合計19か所にカメラが設置されているのが、全て園舎や校舎に設置されているとのご答弁がありました。その当時も、市が管理する市道や公園、県が管理する主要幹線道路などの公共施設には市の防犯カメラは設置されていないとのことでありました。あれから5年間で23台が増設されたということで、評価はしたいと思えます。

防犯カメラの設置については、設置場所の選定や地域住民の方のプライバシーの保護という観点からのご理解をいただければならないものでありますが、関係各位のご協力をお願いしたいと思います。

阿波市が、市政運営の3つの柱のうちの一つである安全・安心のまちづくりを進めているのであれば、市民の方々が安心して暮らしていける阿波市を目指して日々市政に取り組んでいくべきではないでしょうか。市民が事件や事故に巻き込まれないようできる限りの対策を講じておくとともに、不幸にして事件や事故に巻き込まれた場合には早期に解決できるような方策を事前にとっておくことが行政の使命だと思います。

そこで、再問として、令和5年度の防犯カメラ設置予定はあるのか、また防犯カメラの設置台数の目標は設定しているのかについて、吉川危機管理局长にお伺いいたします。

○議長（笠井一司君） 吉川危機管理局长。

○危機管理局长（吉川和宏君） 笠井安之議員の一般質問の3問目、防犯カメラの設置についての再問、令和5年度の防犯カメラ増設予定はあるのか、防犯カメラの設置台数の目標は設定しているのかについて併せて答弁させていただきます。

防犯カメラ設置事業につきましては、計画に基づき目標を設定し、令和3年度で完了し

ておりますので、令和5年度の防犯カメラの増設の予定はございません。

今後、防犯カメラの設置につきましては、当初の目的を完了したところでございますが、設置目的や設置場所、設置環境などを考慮しながら、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。引き続き、市民の皆様の安全・安心なまちづくりを確保するため、防犯体制の充実強化を図り、犯罪の未然防止に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 笠井安之君。

○11番（笠井安之君） ご答弁では、令和5年度の防犯カメラ設置予定については、防犯カメラ設置事業が令和3年度に完了していることから増設の予定はないとのことでありました。また、今後の防犯カメラの設置については、必要に応じて設置の目的や設置場所、設置環境を考慮して検討していくとのことご答弁もいただきました。

しかし、全国的に凶悪犯罪が多発している中、政府は先日の報道で防犯カメラの増設を推進していくことも検討していくとの言葉も出ていたように思いますので、そのような事業ができればぜひ早急な対応をお願いしたいと思っております。

また、我々が今までに経験したことのないような強い台風や線状降水帯やゲリラ豪雨による洪水被害は年々増加しており、異常気象への対策も強く求められています。そこで、大雨などによる被害が事前に予測される地区にライブカメラの設置を考えてはどうかと思いますので、併せて今後、検討事項に加えていただきたいと思います。

カメラの設置については、1台20万円から30万円程度が必要だと聞いておりますが、近年の物価上昇によりもっと設置単価が上がってくることも考えられますが、転ばぬ先のつえということもありますので、ぜひ1台でも2台でも増設していただけることをお願いいたしまして、私の今回の質問を全て終わらせていただきます。

○議長（笠井一司君） これで、11番笠井安之君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時28分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番藤本功男君の一般質問を許可いたします。

10番藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 議席番号10番藤本功男です。どうぞよろしくお願ひします。

さて、今回私の質問は2つ、1つは新ごみ処理施設について、2つ目はふるさと納税についてであります。

さて、この1年、ロシアのウクライナ侵攻の理不尽さが世界の耳目を集め、トルコやシリアの大地震が自然災害の恐ろしさを伝えてきました。特に、ロシアの侵攻は世界の安全保障体制の見直しやエネルギーや食料の高騰を招き、私たちの暮らしを直撃し、経済の安全保障を深く考えるきっかけとなりました。

さて、ここ阿波市においては、市長の突然の辞職という一大事を受け、今まさに市政の在り方が問われる重要な時期であります。市民の皆さんからは、先行きへの不安の声が多く寄せられております。私は、このようなときであるからこそ行政と議会がしっかりと現実の諸課題と向き合い、市民の不安を払拭する責務があると考えます。

本日、質問の第1に上げた新ごみ処理施設の問題こそ、危機に直面して行政と議会、組合がしっかりとタッグを組んで問題の本質を整理し、市民の皆さんにきちんと情報を提供し、将来への見通しを立て、安心を生み出す重要なことであると考えております。特に、私は新ごみ処理施設が予定されています阿波町東長峰の地元住民として、議員として、その任を強く感じております。

そこで質問です。

今年度の業務実績、取組はどのような結果になっているのか、お尋ねします。

○議長（笠井一司君） 市長職務代理者町田副市長。

○市長職務代理者副市長（町田寿人君） 藤本議員の一般質問の1問目、新ごみ処理施設についての今年度の業務実績、取組はどのような結果になっているのかについて答弁をさせていただきます。

令和3年4月より、建設予定地周辺の7自治会の皆様に処理方式などの説明会を開催させていただきました。今年度も含めてこれまでに延べ31回の説明会を開催させていただきました。これによりまして、施設建設における防災面の対応などについて説明をさせていただき、施設の必要性について一定のご理解をいただいているものと認識をしております。

一方、施設建設に向けては、今年度、新ごみ処理施設の具体的な規模や仕様、周辺環境への影響を保全するための基準などを定めた基本計画の策定、建設予定地周辺の自然環境などの現況調査を行った上で、生活環境に及ぼす影響の予測や分析などを行う生活環境影

響調査などに着手し、現在も現地での測定を含め調査を継続しております。

加えて、整備、運営に向けての事業者募集に当たっては、学識経験者や行政機関の職員で構成する事業者選定委員会において、事業者選定の実施方針や選定基準などの検討を行ってまいりました。

これらを踏まえ、令和4年10月7日、新ごみ処理施設の整備、管理運営について、固形燃料の成形に必要な高性能な選別機などを含め、整備に係る設計金額を約73億6,000万円、また整備後20年間の管理運営費99億円で総合評価一般競争入札により事業者の募集を行ったところ、結果としては参加を申し出た事業者はありませんでした。

この結果につきましても、周辺自治会にもその状況をしっかりと説明させていただくとともに、このことを踏まえ、現在事業計画の検証を進めているところでございます。

そして、議員も言われましたように、2月17日、前藤井市長の辞職に伴い、中央広域環境施設組合の現在管理者が不在となりまして、管理者職務代理者を副管理者であります上板町長が行っているところではございますが、早期に建設に着手できるようしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） さて、今年度、新ごみ処理施設の事業は、ただいまの答弁でもありましたように大きな問題に直面しました。建設費が当初想定していた額の2倍近い約74億円、運営費は約99億円と激しく高騰しました。そして、入札の不調と管理者の辞職。新聞には、入札不調で計画見直しという大きな見出しが紙面を踊りました。1月12日には、入札不調を受け、組合は計画見直しを行う業者を選定し、株式会社東和テクノロジーが落札、検証業務を進めているところであります。

先ほどの答弁で、地元自治会に触れる部分がありました。私が所属する自治会は、その中の一つであります。一昨年の4月から4回の地元説明会がありました。そこへの参加は、私の自治会は少数でありました。その理由なんでございますが、ある人からこう言われました。藤本さん、説明会に出ても行政はええことしか言わんでよ。心底、地元住民のことや考えとらんでよ。そんな場へは出とうない。そのように言い切る自治会員もいます。

私の自治会は、昨年11月、臨時の総会を開きました。その場では、たまっていたごみ行政への不審や不満が爆発しました。地元議員である私へも、容赦のない厳しい批判や責

任を問う声が矢のごとく飛んできました。手順や説明、内容への不満、生活環境への不安、情報公開不足への怒りなど、ふんまんやる方ない声がいっぱいでした。それでも、いつまでも地元が反対しとったんではいかん。阿波市のごみ行政が止まったらみんなが困る。どこかが引き受けないかんという声が広がりつつありました。

そんな中、先月2月26日に再び総会を開きました。その場へ、組合から町田市長職務代理人、木下副市長などを招いて対面で話し合いを行いました。今までの説明への疑問や意見、先行きに対する不安など、いろいろな角度から協議を行いました。そのことを踏まえ、私たちの自治会は、苦渋の決断ではありますが、建設に対して協力するという方向を打ち出しました。

しかし、自治会員の中には、建設費の高騰、入札の不調、管理者の辞職などに対して、その責任を問う声が聞こえてこん、こんな見通しの立たんことにはわしは絶対反対じゃけん。藤本さん、これだけは覚えといてよという声もあります。このような地元住民のやり取り、ぜひとも関係する皆さんにも知っておいてほしいという気持ちで、今日は少し披露しておきます。

次に、再問として、事業計画の検証業務はどのような内容で進めているのかについてお尋ねします。

○議長（笠井一司君） 市長職務代理人町田副市長。

○市長職務代理人副市長（町田寿人君） 藤本議員の一般質問の再問、事業計画の検証業務はどのような内容で進めていくのかについて答弁させていただきます。

新ごみ処理施設整備に係る事業計画の検証業務につきましては、事業方式などを含む事業計画について課題を抽出の上、分析を行い、その結果に基づき事業計画の検証を行うことを目的としております。検証作業におきましては、新ごみ処理施設整備の基本方針であります環境に優しい施設、経済性に優れた施設、循環型社会の形成・推進に寄与する施設、安全・安心な施設の4つの観点はもとより、現状における周辺自治会の状況、中央広域環境施設組合と事業者とのリスク分担の考え方などの観点からも検証を行うものであります。

これらの検証を行った上で、本市、板野町、上板町の1市2町において対応方針を検討、調整し、市民の皆様の日常生活に最も密着し、なくてはならない重要な施設であります新ごみ処理施設が早期の建設に進めるよう取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 今回の入札の不調について、議員間でもいろいろと議論がありました。そもそも、トンネルコンポスト燃料化方式という新ごみ処理施設に対して、どこが入札に参加してくるのかという議論でありました。

12月議会で吉田議員から、俗に言う燃料化方式を行っているところは全国で50か所あるという報告がありました。しかし、好気性発酵によるトンネルコンポスト燃料化方式を取っているところは全国で1か所、三豊市だけであります。その上、このやり方の特許は、株式会社エコマスターの親会社であるエビス紙料株式会社が持っているということがあります。当初より限られたメーカーしかないとすれば、競争原理が働かなくなる心配や価格交渉が不利になるのではないかという懸念はありました。三豊市は、民設民営方式としてエコマスターと20年間ごみ処理の委託契約を結んでいます。ごみを資源にして循環型社会を目指す三豊市のやり方は、全国的に注目を受け、見学者が絶えません。（パネルを示す）

手書きの汚いグラフではありますが、このグラフはエコマスターへどれだけの人たちが訪問をしているのかをグラフ化したものです。

エコマスターは、2017年に開業しておりますが、2018年、974人、45団体。2019年、1,735人、201団体。2020年、331人、36団体。2021年、406人、43団体。この辺は、コロナの影響もかなりあるのかなあとと思います。それと、2021年、これは私たちの地元自治会もここに参加しております。そして、本年度、2022年度でございますが、770人となっております。これは、11月7日までの数字です。エコマスターは、11月8日より見学者の訪問をストップしております。そして、この4月1日より新しい方式で訪問者を受け入れると、もう既にホームページで発表しております。

今、グラフで見ていただいたように、訪問者は増減はあっても増えております。ただ、問題は、見学者が絶えないにもかかわらず、この方式を正式に取り入れているところは私たちの中央広域環境組合だけです。いろいろ聞いておりますと、検討している自治体は幾つかあると聞いております。

私、1月に三豊市の環境衛生課を訪問して、直接担当者と懇談をいたしました。また、最近の三豊市議会のごみ処理に関する議事録にも目を通しました。これらのことを踏まえますと、三豊市のトンネルコンポスト燃料化方式は、今のところ順調に進んでいるという

情報を得ました。

私は、昨年の6月議会で固形燃料の有力な販売先である製紙会社のエネルギーの需給予想について話をしました。2050年、カーボンニュートラルに向けて、製紙業界は大きく脱炭素に向けて動いていること、石油などの化石燃料から再生可能エネルギーへの比重が増していること、固形燃料のような廃棄物由来のものも石炭に代わって一定の需要があるという製紙業界のエネルギー予想について、私は触れました。トンネルコンポスト燃料化方式が広がらない最大のネックは、固形燃料の販売先、つまり安定して購入してくれるメーカーの存在です。組合の返答では、販路については製紙会社をはじめとして一定のめどが立っているという返答をいただいております。先の見えない世界情勢、エネルギーの高騰、円安などの経済的側面など、メーカーはできるだけリスクを減らし、慎重な構えを取っていると思います。

先ほど、町田市長職務代理者の答弁にも、組合と事業者のリスク分担という観点で検証作業を進めているという返答をいただきました。次の第2次入札に向けて、様々な角度から1次入札の不調の原因を分析し、検証し、万全の体制で再入札に向かうものと信じております。

次に、再々問として、本年度行った環境影響評価の結果はいつどのように公表するのか、今年度のスケジュールはどうなっているのか、この2点についてお尋ねします。

○議長（笠井一司君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 藤本議員の一般質問の1問目の再々問として2点ご質問をいただきましたので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目の本年度行った環境影響評価の結果は、いつ、どのように公表するのかについてでございます。

新ごみ処理施設整備に係る生活環境影響調査については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、新ごみ処理施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果を踏まえ、生活環境に配慮したきめ細かな対策を行った上で施設を造り上げていこうとするものです。

生活環境影響調査については、令和4年7月から今春までの1年間、測定、調査を行った上、新ごみ処理施設の設置による生活環境の変化や範囲を予測し、周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果などを生活環境影響調査書として取りまとめた後、1か月間縦覧をする予定としております。

議員ご質問の生活環境影響調査結果の公表につきましては、縦覧期間の終了後、中央広域環境施設組合や1市2町のホームページでも公開をしたいと考えております。

続きまして、2点目の今後のスケジュールはどうなっているのかについてでございます。

先ほど、町田市長職務代理者より答弁をさせていただきましたとおり、現在事業計画の検証作業を進めているところでございます。今後の対応につきましては、1市2町で検討、調整をしてみたいと考えており、対応方針がまとまり次第、改めて説明をさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 生活環境影響調査の目的は、公害や自然破壊の防止と理解しております。

答弁でもありましたように、生活環境に及ぼす影響を調査し、きめ細かな対策を行い、さらに言うと施設の稼働や廃棄物の搬入、搬出、保管が周辺環境に与える影響を予測、分析して対策を検討し、それに基づいた現地調査を行うということだと思います。調査項目は、大気質、水質、騒音、振動、悪臭の5項目だと理解しております。地元説明会でも、周辺の環境に及ぼす影響について、いろいろと心配、不安の声が上がっていました。

この業務は、株式会社東洋技研と今年の5月13日に契約を結び、本年3月31日に業務が完了する予定になっているようです。速やかに手続を進め、結果を公表していただきたいと思っております。

次に、スケジュールのことについてですが、2025年8月の開業に向けて、今の答弁では答えがあまりなかったように思いました。（パネルを示す）

これは、組合が地元説明会のときに使ったスケジュール表、それを一部私のほうで加工しながら提示しております。ちょっと手書きで汚いんですけども、見てください。

現在はここです。令和5年3月、つまり2022年度のもう終わりということでご理解ください。

ここ、建設用地の選定については2021年、つまり令和3年3月に東長峰が最有力候補地であるということを組合は提示して、その後動いているということです。その他、整備の基本計画、これも今修正を加えながら動いている。生活環境影響調査については、先ほど答弁をいただきました。施設建設発注手続、これも1次の入札不調を受けて、今、第

2次に向けて検証業務が進み、2次入札が動くと、こういうふうに理解しております。それらが調うと、いよいよ建設です。これも何回も説明を受けております。4月からの令和5年度、2023年度から工事を始め、予定ではまさにここにあります。2025、令和7年7月に建設が調い、8月からは稼働すると、こういうことで今まで確認をしてまいりました。

今回、私のほうで付け足してるのが地元協議会、これは周辺7つの自治会の建設合意が調べば、環境保全協定書の締結に向けて協議会を立ち上げて、その後、建設、運営、周辺対策等、この地元協議会を母体にして動いていくと、こういう約束をいただいております。ですので、資料にはないんですけども、私のほうでこういう形で付け加えて、何も新しいものではないです。今までずっと言ってきたことの確認でありますので、ご理解ください。繰り返しになりますが、このように順調にいけば予定したスケジュール、つまり2025年8月に稼働が進む、動いていくということでもあります。

そこで、私が再度申し上げたいのは、情報公開です。

例えば、今ホームページに組合の情報というのは情報公開されております。その中に、新ごみ処理施設建設に向けた取組について、今までのことを時系列で書いてくれていて、読みやすい情報公開です。ところが、これが令和3年12月12日までで止まっております。その他、市民にとって、地元住民にとって欠かせない大切な情報が十分に開示されているとは思えません。

昨年の9月の私の質問に対して、事業の概要などについてはホームページや広報紙などにより分かりやすく情報を発信していくと答弁をいただいております。重ねて、地元住民や市民が安心、納得のいく説明責任を果たしていただきたいと思います。

最後に、私たちは新ごみ処理施設が計画どおり2025年8月に稼働することを強く望んでいます。そのためにも、まさに町田市長職務代理者を中心に、行政、議会、地元住民、市民が一致団結してこの難局に立ち向かわなければいけないと考えております。後戻りはできません。あらゆる知恵と力を結集して、乗り切っていこうではありませんか。

○議長（笠井一司君） 藤本功男君の質問の途中ですが、午食のため暫時休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 次に移ります。

今、地方創生の取組でふるさと納税が注目を受けています。

理由の一つは、他の自治体に寄附をすると、年間2,000円の負担でいろいろな返礼品がもらえ、所得税と住民税が控除される、もちろん上限はありますが税金が安くなります。その上、寄附金が地方自治体の自主財源となり、地方創生に貢献できるというものであります。この制度が始まって14年たち、今では8,000億円を超える寄附金が集まっているようです。阿波市も中間事業者と契約を結び、力を入れております。

そこで質問です。

阿波市のふるさと納税の現状について、そして今後数年間の目標について、2つお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 藤本議員の一般質問2問目、ふるさと納税について幾つかのご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1点目のふるさと納税の現状についてでございますが、ふるさと納税制度は生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として、平成20年度に創設されております。また、平成27年度の税制改正においては、ふるさと納税枠が約2倍に拡充されたことや、ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設により手続等が簡素化され、近年全国的に寄附者が増加しております。

そこで、本市の過去5年間の寄附額の状況を申し上げますと、平成29年度が約5,050万円、平成30年度が約6,450万円、令和元年度が約6,810万円、令和2年度が7,080万円、令和3年度が約6,310万円となっております。今年度におきましては、1月末現在、約8,290万円で、最も多かった令和2年度の1年間の実績を既に上回っており、過去最高の寄附額となる見込みでございます。

寄附額が増えた主な要因といたしましては、今年度から返礼品の調達や配送の手配、また寄附情報の管理や問合せ対応などを行う中間事業者として多くの実績があります株式会社パンクチュアルに業務を担っていただいております。株式会社パンクチュアルは、本市にサテライトオフィスを設置するとともに、返礼品の提供事業者を直接訪問し、新たな返礼品の考案や新規事業者を開拓することにより、現在返礼品の数が昨年度の90商品から390商品へと大幅に増加するなど、寄附者がより阿波市の返礼品を選んでいただけるよ

うになり、寄附額の増加につながっているものと考えております。

次に、2点目の今後数年間の数値目標についてでございますが、令和3年度に策定しております第2次阿波市総合計画後期基本計画の数値目標では、令和6年度の寄附受入額を8,000万円、納税件数を約6,000件と設定しておりますが、先ほど申し上げましたとおり、令和4年度の寄附額につきましては、1月末現在、約8,290万円の数値目標を既に達成している状況でございます。また、寄附件数につきましても過去最高でありました令和元年度の5,167件を更新し、1月末現在で5,900件となっており、数値目標を達成する見込みでございます。

一方、今後のふるさと納税制度につきましては、全国で地域の特色を生かした多彩な返礼品が増加し、自治体間競争がますます激化していくことが想定されておりますので、全国の多くの皆様から阿波市が選択され、ご寄附をいただけるよう、引き続き本市の強みを生かした魅力ある返礼品の創出や情報発信の強化に努め、貴重な自主財源となる寄附金の増加に向け、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） ただいま答弁をいただきましたが、阿波市への寄附額、これはだんだんと増えているということであります。（パネルを示す）

今、答弁をいただいた数値を手書きのグラフで表してみました。

こちらがそうですけど、数値は今説明があったように、特に今年度はもう既に約8,290万円と、中間事業者であります株式会社パンクチュアル、ここと契約を結んで業務の充実を図ってるということでございます。そして、新規開拓の営業努力によって、返礼品の数が90から390商品に大幅に増加していることが分かりました。

そんなこともあってこういう数値になっておるわけではありますが、このパンクチュアルの守時社長は昨年、阿波市で講演会をしていただきました。私も参加をしていたわけですが、社長の話によりますと、阿波市の寄附額5年後には5億円、これを目標にしたいと、希望を語っていただきました。それだけに、大きな可能性が広がり、夢を描く制度であることも確かでございます。

ただ、水を差すようでございますが、ふるさと納税というのは入るばかりではなくて、出ていく寄附金もあるということはお存じだと思います。（パネルを示す）

グラフの赤いほうなんでございますけども、これは阿波市からよその自治体に出ている

寄附金でございます。例えば、2018年には1,720万円で、年々増えまして、今年度は既に5,380万円がよその自治体に寄附として流れていく、これは総務省が出している統計資料を見ますと、全国全ての自治体の入ったものと出たものが出ております。

今、説明した入ると出るの差が大きく、大きな赤字になっているのが、横浜市227億円、名古屋市130億円、大阪市120億円などです。ですから、これらの自治体にとってみますと、この制度は大いに不満の残る制度なわけです。先ほど、阿波市の数字を上げましたが、減っている減収分につきましては、その75%が交付税措置されるということでもありますので、そのまま減額するというのではございません。

次に、再問として、自主財源としての有効活用、具体策についてお尋ねいたします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 藤本議員の一般質問2問目、ふるさと納税についての再問、自主財源として有効活用、具体策について答弁をさせていただきます。

ふるさと納税制度における寄附金は、阿波市総合計画に掲げる6つの政策目標等の中から、あらかじめ寄附者が使途を指定できる制度となっており、その寄附金はふるさと納税事業に係る経費を差し引いた残額を一旦ふるさと応援基金として積み立て、必要に応じて寄附者が指定する事業に充当するなど、計画的な財政運営に努めているところでございます。

ふるさと応援基金の積立額につきましては、令和3年度末現在で約1億4,300万円となっており、毎年度様々な事業に活用をさせていただいております。

令和4年度予算で申し上げますと、阿波市企業立地促進条例の指定を受け本市へ進出した誘致企業を支援する企業立地促進助成金に約1,300万円、自らの成長に積極的に取り組む中小企業者を支援するがんばる企業応援事業に400万円、移住・定住促進の取組として若者世代の住宅購入を支援する阿波市で暮らそう！！住宅購入支援事業に500万円、子育てするなら阿波市を推進する取組として子どもたちが安心して過ごせる環境づくりを行う一条・柿原放課後児童クラブ整備事業に約760万円、そのほかにも農業発信スポーツ連携事業や雇用促進助成事業など11の事業に約4,100万円を充当しており、貴重な自主財源として有効に活用をさせていただいております。

今後におきましても、ふるさと納税でいただきました寄附金につきましては、寄附者の意向が反映されるよう十分配慮しながら、活力あるふるさとづくりの推進に資する効果的な施策に活用してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） ただいまの答弁で、寄附金は6つの政策目標ごとにふるさと応援基金として積み立て、総額が現在約1億4,300万円あるということが分かりました。また、具体的な事業における活用状況についても説明をしていただきました。

この事業であります、お隣の吉野川市は魅力あるまちづくりにつながる市民の活動の資金に生かしているということです。1つは、タイで有名な三輪車トゥクトゥクの電気自動車タイプを用いて鴨島駅周辺など中心市街地の活性化を目指す事業に、そして市民のシンボルの一つである川島城のライトアップをする事業、これら2つに対して市はガバメントクラウドファンディングという方式で資金を集めて補助をしたと、これ新聞にも載っております。

このように、市民提案型の事業、これ私も市民の方から、ふるさと納税って最近すごく注目を受けて、自主財源で使いやすいと、ぜひとも市民提案型の事業にこのお金を使えんのだろうかという相談もありました。これはある意味、地方創生の夢を膨らませる、使い方によって。ぜひとも今後、阿波市もビルドアップ型、市民提案型を生かした施策、これにこのお金を使う、そういう方向についてご検討いただきたいと思います。

これは、総務省が2021年度にふるさと納税として集まったお金をグラフ化したものを発表しております。（パネルを示す）

先ほどもありましたけども、2021年度、総額8,302億円が集まっていると。私はあまりよく知らなかったんですけども、ふるさと納税は入ってきた金そのまま使えるというわけではないということです。一番出ていくお金として大きいのは返礼品の調達費、それから事務手数料、返礼品の送料などなどで、例えば阿波市であれば仲介のポータルサイトへの手数料であるとか、パンクチュアル、中間事業者を雇っておりますから、それへのいわゆる事業料といいましょうか、そんなのを払っておりますので、結局8,000万円が入りましたよといってもふるさと納税として市が使えるのは約半額の4,000万円ということで、ともすれば満額の数字だけが独り歩きするというので、ここの確認をさせてもらいました。

ふるさと納税の制度を返礼品経済と呼んで、地域経済の足腰を弱めているんじゃないかと指摘する人もいます。税金で特産品を買い支え、宣伝費も発送費も自治体が持っております。税金に寄りかかった商売は、制度がなくなった途端、立ち行かなくなるのではない

かという懸念もあります。また、返礼品の規制に違反し、ふるさと納税制度の対象から外されて、返礼品を扱う業者が窮地に陥った自治体がある、こういう例も報告されております。

結局、ふるさと納税というのは、税金というパイを奪い合う制度です。そこへ、おのずと自治体が競争に参加せざるを得ないというのが一方の現実であります。そうはいっても、地方自治体にとって魅力のある自主財源であります。今後、知恵とアイデアで自主財源を増やせるというのは、大変ありがたい制度ではないかなと思います。

今後、負の側面にも目配りしながら先々を見通し、絶えず情報収集し、検証していただくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（笠井一司君） これで、10番藤本功男君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時18分 休憩

午後1時21分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩事前に引き続き会議を開きます。

次に、1番黒川理佳さんの一般質問を許可いたします。

1番黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 議席番号1番黒川理佳、一般質問を始めさせていただきます。

3月13日、本日よりマスクの着用が自由化されました。

本来ならば、マスクを外して朝から来たかったところなんです、先ほどもくしゃみが止まりませんように、花粉症がひどいのですっぱりと外すことができず、なかなかマスク着用が自由化といえども、なくすということは難しいなと感じながら過ごしております。鼻声でお聞き苦しい点もあるかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

さて、4月初旬には徳島県知事選、そして県議会議員選挙が行われることで慌ただしい県内となっております、その2週間後には対象の各市町で市長選、そして市議選などが行われようとしています。私たち阿波市民にとっても、藤井前市長の退職に伴い、新しい市長を決める選挙が行われようとしております。そして、まさに渦中の真ただ中に位置することとなりました。あまりにも突然のことで、正直動揺は隠し切れませんが、町田市長職務代理者を筆頭に、職員、議員ともに協力し合い、市政をつつがなく続けていく必要があります。そして、そこには必ず市民の皆様が存在があります。市民の皆様が安心して

暮らしていけるよう、私たちはいま一度気合を入れ直し、仕事に励んでいかなければならないと感じております。先日の質問でも、町田市長職務代理者から前向きな市政への答弁をいただいたところでもあります。

そこで、今回のことで素通りできないのが、予算であります。予算については、前市長をはじめ町田市長職務代理者、職員の皆さん方が入念に組んでくださったものであり、それを議会で精査し、承認といたすところが今からまさにその時期を迎えようとしております。

しかし、そこには懸念点が浮かび上がります。私はまだまだ新人議員で、予算についてなどは勉強不足が否めませんが、そんな素人だからこそ疑問に思うことには素直でいようと思いました。

今回、予算を審議、承認されたとして、執行するに当たって、4月の市長選挙によって選ばれた新市長が従来の予算に前向きであれば特に問題はないかと思いますが、例えばそこで全ての予算を見直しますとでも言ったら、また大混乱が生じるのではないかと懸念するのです。それならば、例えば今回の予算を骨格予算で通しておくほうが混乱が少ないのではないかと思うのです。

なので、その辺をお聞きしたいと思えます。

改めまして、質問といたしましては第1問、公・民協働のまちづくりについての現在の阿波市の予算状況についてを町田市長職務代理者、答弁願います。

○議長（笠井一司君） 市長職務代理者町田副市長。

○市長職務代理者副市長（町田寿人君） 黒川議員の一般質問の1問目、公・民協働のまちづくりについての1点目、現在の阿波市の予算状況について答弁させていただきます。

今定例会に提案させていただいております令和5年度当初予算案につきましては、市長が辞職するという状況の中、行財政運営の継続性の確保に努め、市民生活への影響を最小限に抑えることを優先する必要があります。そのため、令和5年度当初予算案を今定例会に提案させていただいているところでございます。市議会でのご審議を踏まえ、お認めいただけるものは速やかに執行していけると考えております。これも二元代表制の理論から来とるものでございます。

それと、先ほど議員も言われました骨格予算プラス肉づけ予算っていうのが、通年予算ということがよく言われますが、これも慣用的なものであると考えております。要するに、新市長の就任後におきまして、新市長が進める政策に基づき、必要な予算につきまし

てはその都度検討、調整を図りながら今後の方向性を決めて、補正予算等で反映してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 町田市長職務代理者から答弁がありましたように、市長不在という特別な状況の中での予算編成となり、できるだけ混乱を少なく、安心して暮らせる阿波市として一丸となってやっていくべきときです。市長就任後も、この3月議会が空を切ることがないように慎重に対応をお願いしたいと思っております。

質問といたしましては予算のみとなりましたが、現在、人事の時期でもあります。こちらにも、あらかた前市長を含めて審議は十分になされているかとは思いますが、4月からの体制に万全を期することができるよう十分に検討願いたいと思います。

また、先ほど藤本議員のほうから質問があったように、阿波市を含む中央広域のごみ処理問題についても、阿波市全体、また中央広域の皆様で懸念を抱えている人は少なくないと思います。大きな問題を抱えたまま時間がたっております。ごみは待つてはくれません。毎日出る、大きく生活に密着する問題でもありますので、こちらについても中央広域担当者の方のみならず、今こそ皆が一丸となってよりよい未来へと進んでいきたいと考えておりますので、そちらのほうも市民目線の対応を切に要望いたしまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

今回、質問の中にトライアル・サウンディングという用語を使用しております。ただでさえ横文字が飛び交う社会の中で、先日は檜原浩二議員のほうからもネーミングライツという横文字が出ました。さらに、今回トライアル・サウンディングも投入していき、今後使ってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

去る1月、四国若手議員の会というのがあり、阿南での研修会が行われました。こちらで研修していただいた中に、トライアル・サウンディングという取組がありました。これは、阿南市の行革デジタル戦略課の公共施設マネジメント係というところが取り組んでいる事業であります。ざっくり言うと、公共施設を市民のみんながトライアル——お試し企画——をして、それを行政が聞き取る——サウンディングする——という対話型の市場調査といったものです。

そもそも、公共施設はイメージとして行政の管理下にある不自由な場所、利用者が何となく決まっている、また用途が決まっており、あまり面白くない場所といった感じがある

ようです。阿南市では、3つの施設を市民がトライアル企画し、行政がサウンディングしています。例といたしましては、阿南市役所、阿南市科学センター、中林保育所といった3つの施設で行われており、例を挙げますと農福マルシェ in 阿南市役所、またエシカルクラブ服活という服をリサイクルする活動になります。ほかにもいろいろあるのですが、ドローン体験だとか出張子ども食堂、また変わり種で言えば、3施設で実施しているコスプレ実証実験などもあるようで、私が行ったときにはストリートピアノをやっておりました。とても活気づき、楽しそうだなあという印象を受けました。

いかがでしょう、聞くだけでわくわくします。特に、エシカルクラブの服活やストリートピアノ、子ども食堂なんかは、公事業ともすぐに連携が取れるのではないのでしょうか。そして、どれもそんなのできたらいいなあ、行きたいなあと思えるものです。

しかしながら、ふと行政側は大変じゃないのかなという疑問も浮かんできたので、そのまま担当の方にお聞きしました。

担当の方は、あくまで市民主導なので、行政側はあまり大変といったことはありませんが、情報の扱いやルール決めはしていたほうがトラブルがないですね、案外できますよ。阿南市も既にやっている市ののを倣ってやっているだけなので、思っているよりは大変じゃなくできると思いますという返答が返ってきました。

トライアル・サウンディングの最大の特徴は、公募の前段階で民間の意図が把握でき、契約段階でのトラブルが回避できるといったところが上げられます。2010年に横浜市が導入し、阿南市も他県の竹田市や鳥取県などの事例を参考にしたといます。あくまでお試し——トライアル——をサウンディングする段階なので、どんどん市民の方にトライアルしていただき、行政が市場調査であるサウンディングをしていけばいいんじゃないでしょうか。少々しつこくトライアルやらサウンディングやら言わせていただきましたが、新しい言葉なので少し多めに言わせていただき、トライアル・サウンディングという言葉をはやらせていければなというふうに考えております。

さて、質問といたしましては、阿波市でも現在、公共施設個別管理計画の策定に向け、パブリックコメントが募集されておりました。他の課のパブリックコメントと締切りを勘違いして出せずじまいになってしまうという痛恨のミスを犯しましたが、こちらの公共施設個別管理計画の策定の際、このトライアル・サウンディングの事業を取り入れてみるのはいかがでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 黒川議員の一般質問1問目、公・民協働のまちづくりについての再問、公施設の利活用、改修、建設の際に市民の声を取り入れ活用するトライアル・サウンディングを取り入れてみてはどうかとのご質問に答弁をさせていただきます。

公共施設の管理方法を施設ごとに定めた阿波市公共施設個別管理計画の第1期マネジメント期間の5年間で令和4年度に終了することから、今年度、第2期マネジメント期間から第4期マネジメント期間までの15年間の計画を改定いたします。改定に際しましては、市民や阿波市に通勤通学している人等を対象にパブリックコメントを実施し、ご意見をいただいたところでございます。また、阿波市公共施設個別管理計画は、改定後も引き続き市民等の意見を取り入れた施設管理を行ってまいります。

ご提案いただきましたトライアル・サウンディングは、活用されていない資産の新しい活用方法を見いだすことにつながると思われることから、本制度に適した施設の抽出も含め、調査研究をしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 答弁では、比較的前向きに検討していただけると受け取らせていただきます。

このトライアル・サウンディング事業はあまり難しく考えず、既にアエルワと庁舎との間でやっているお昼のお弁当や雑貨売りの延長のようなものと捉えていただけると、ハードルが下がるのではないのでしょうか。私が勝手に考える向いてそうな施設といたしましては、吉野スポーツセンター周辺、土成トレーニングセンター周辺やアエルワ周辺、あわむすび内の屋内外の施設などがいいんじゃないかなあと考えております。

特に、あわむすびは免許センターがあります。子育て支援センターや図書館があります。テニスコートや阿波町の支所、観光協会もあり、一大複合施設となっており、県内各地から人が集います。人が集う場所にはベンチと木陰とコーヒー、飲めない方はほかのドリンクやスイーツでも構わないのですが、そういうのがあれば憩いの場になると以前にも言わせていただきました。憩いが生まれれば、また来たいという場所になるのです。いろいろな人のトライアル企画を聞いてみたいかと考えております。

少し昔話をします。

私が小学生の頃、阿波町時代の役場周辺はとても活気づいておりました。納涼祭や文化祭、農協のお祭りに夢想祭、シーズンごとに様々な催物があり、役場の北側にはたしか

「夢と希望と活力のまち」という看板があったかと思います。子どもながらに、イベントに行くたびに夢と希望と活力のあるいい町だなあと感じていました。

歌もありました。うろ覚えではありますが「阿讃の麓 広がる平野 活力あふれる」と、当時小学生だった私が夢と希望と活力を感じる町がそこにちゃんとありました。

時を経て、阿波市になり、町の規模が拡大し、人が集う施設も増えました。人の数だけ夢と希望と活力はあるはずです。そして、公共施設の多くは、今まさに修繕、改修の時期を迎えております。この次の計画策定のタイミングに、ぜひ市民の意見を取り入れた活用を考えていただきたいと思います。そして、ネーミングライツ同様、施設が幾つもの役目を持ち、人の交流とお金をも生み出す仕組みづくりを目指すのも新しい阿波市モデルになっていくのではないのでしょうか。先ほど、藤本議員のほうからもふるさと納税の活用のほうがありましたが、またその辺もご検討していただければと思います。

まずは、本日、トライアル・サウンディング事業について、アイデアと意気込みがあればできる事業だということを知っていただき、阿波市にも夢と希望と活力をもたらしていきたいなど期待を膨らませ、この質問は終わりにしたいと思います。

それでは、最後の質問となりますが、私が議員になって一番最初に行政とのやり取りで成し遂げた仕事の一つに街灯をつけるということがありました。

その場所は、電柱もあり、もともと古い街灯がついていた場所だったので、すんなりと新しいLEDに替えていただき、川沿いの暗い夜道に街灯がついてよかったと、本当に喜んでいただけました。

しかし、そう簡単につく場所ばかりではありません。

家の周りに畑が多かったり、明らかに暗くて危ないけれど、既についている街灯と街灯の間の距離が足りずつけられなかったり、つけられないルールは理解できるのですが、明らかに暗く、特に自転車の部活帰りの学生さんを持って、結局家の敷地内に街灯を自腹でつけている方を去年だけでも何件かお聞きしました。議員になる前にも聞いたことがあります。

行政がルールを決めるのは大切なことで、理解はできます。もちろん、農業に影響が出るようなことはあってはいけないので、線引きは非常に難しいかと思います。ただ、こういった善意の方が自腹を切って、それが既に何件かあるのならば、そこに補助があってもいいんじゃないかと考えます。そして、センサーライトであれば、人が通ったときだけつくので、あまりほかへの影響も少ないのではないのでしょうか。大体5,000円から1万

円ぐらいあれば太陽光パネルのセンサーを購入することができるようです。全額とまではいなくても、申請すれば2,000円くらい補助が出るとなれば、家庭で防犯灯をつけてくれるところが増えるのではないのでしょうか。

質問といたしましては、防犯、防災についての1問目、自主的な防犯灯設置時の補助金についてを答弁願います。

○議長（笠井一司君） 吉川危機管理局長。

○危機管理局長（吉川和宏君） 黒川議員の一般質問の2問目、防犯、防災について、自主的な防犯灯設置時の補助金について答弁させていただきます。

防犯灯の設置については、平成27年6月に阿波市防犯灯設置基準を定めています。

防犯灯は、夜間における市民の皆様の安全の確保と犯罪の防止、また交通事故を防止するため交通量の多い道路や交差点、交通事故多発地点などに設置しています。

新設する場合は、既設の防犯灯より原則100メートル以上離れていて、周辺住民や地権者の同意が得られた場所としています。また、設置間隔基準を満たしていなくても、事故及び犯罪等のおそれがある場所については現場の状況を調査し、緊急性などを考慮しながら防犯灯を設置しています。

設置につきましては、周辺地域への影響を十分考慮しながら慎重に設置していることから、議員ご質問の自主的な防犯灯設置時の補助金について、個人が設置した防犯灯に対する交付は行っていない状況でございます。新たに防犯灯の設置が必要な箇所がございましたら、事前にご相談していただければと思います。

今後におきましても、阿波市防犯灯設置基準に基づき必要箇所に適切に設置するとともに、市民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりを目指していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） なかなか補助までは難しいところではあるようですが、暗いところは安全上の不安とともに犯罪の温床にもなりやすい場所となります。

先ほど、笠井安之議員からは防犯カメラの質問がありましたが、センサーライトを家庭でつけるところが増えれば、こちらも町全体で防犯対策になるのではないかということで、安心・安全な明るいまちづくりを今後も検討していただけるよう要望します。

ただ、市に相談に行けばとにかく対応していただけるということで、さらには最近L I

NEによっても街灯要望や危険箇所のお知らせなどができるようで、そちらの便利な機能の広報も併せて力を入れていただきたいと要望します。自助、共助、公助で、行政、議員、市民が連携を取りながら安心・安全な阿波市を共につくっていくことを一丸となって頑張っていきましょう。

最後になりましたが、ご退職の皆様、本当にお世話になりました。会計年度時代からお世話になった方もおられ、とても寂しい思いです。特に、猪尾事務局長におかれましては、親身になって議会のことを教えていただき、いろいろ心配もしていただきましたにもかかわらず、好き勝手に話す私のよた話にお付き合いいただき、本当にありがとうございました。

また、4月からも皆様とお会いできるようなので、また出合いを楽しみにしながら私の一般質問を終えたいと思います。

○議長（笠井一司君） これで、1番黒川理佳さんの一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時46分 休憩

午後1時59分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番後藤修君の一般質問を許可いたします。

8番後藤修君。

○8番（後藤 修君） ただいまから、8番後藤修が一般質問をいたします。

理事者の皆様においては簡単明瞭に答弁いただきますようお願いいたします。

早々ですが、質問に入りたいと思います。

今回の質問は、大きく分けて4問の質問をさせていただきます。1問目はあわめぐりについて、2問目は本市の橋梁点検について、3問目は市職員の定年延長について、4問目は太陽光と省エネについて。

以上、4点についてです。

まず、1問目、私のライフワークである公共交通あわめぐりについて質問させていただきます。

今回も、WBCを横目で見ながらパネルを作ってきました。

こちらのパネルをご覧ください。（パネルを示す）

このパネルは、3月1日の徳島新聞の記事、県内の免許返納率を一部抜粋したものです。本市は、徳島県下8市のうちで一番低い0.81%です。徳島県24市町村の平均1.2%と比べても、かなり低い値となっています。

免許返納が思うように進まない状況は様々な問題点が上げられますが、その中でも主な原因と思われるものとして、阿波市の主要公共交通であるあわめぐりの認知度の低さや利用のしやすさが上げられるのではないのでしょうか。

今回は後者の利用のしやすさ、改善点に関して質問させていただきます。

あわめぐりでは、4月1日より、スマートフォン等で手軽に予約するためにインターネット予約サービスを実施予定としていますが、その点について1点目、あわめぐりのインターネット予約はどのようなものか。2点目として、予約についてはインターネットの利用ができるようになりますが、その前に利用登録についてはなぜインターネットでできないのか。

以上、2点を順次答弁願います。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 後藤議員の一般質問1問目、あわめぐりについて幾つかのご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1点目のあわめぐりのインターネット予約とはどのようなものかについてでございますが、現状のあわめぐりの予約方法につきましては、利用登録をされている市民の方が利用希望日の1週間前から1時間前までに予約センターへ電話による申込みとなっておりますが、現在電話がつながりにくい時間帯があることや同時に複数の利用者の対応が難しい状況にあることから、利用者の利便性の向上を図るため、来月4月1日よりインターネット予約が開始できるよう準備を進めているところでございます。

先般、登録者の方に対しましてインターネット予約サイトへのアクセスに必要なQRコードやID、パスワード及びあわめぐりのご利用ガイドや予約サイトの使い案内を発送させていただいており、そのID、パスワードをご使用いただき、ご希望の乗降場所や予約日時などを選択していただくことで、一部の時間帯を除きインターネット上で簡単に予約が取れるようになります。

また、キャンセルの手续につきましても、予約の時間帯や予約方法にかかわらず、予約した時間の1時間前までに予約サイトから行うことができるようになり、これまで早朝の予約キャンセルを行う場合、交通事業者へ直接キャンセルの連絡をお願いしておりました

が、その場合においても予約サイトで手軽にキャンセルができるように改善されます。

今後は、あわめぐりの利用方法やインターネット予約の方法などについて分かりやすい広報映像を作成し、ケーブルテレビや阿波市公式ユーチューブなど、あらゆる媒体を活用しながら広く周知してまいります。

次に、2点目のあわめぐりの利用登録をなぜインターネットでできないのかについてでございますが、現状のあわめぐりの登録申請は、市役所本庁や各支所の窓口にお越しいただくか、ファクスやメール、郵送での申請受付を行っており、利用登録申請から登録完了まで1週間程度の時間をいただいております。

議員ご指摘のインターネットによる利用登録につきましては、あわめぐりの利用対象者は阿波市民の方に限定しているため、申請を受け付けた後、申請者が住民基本台帳に登録されていることを確認する必要があります。このことから、現在インターネット予約サイトから直接登録していただくことは大変難しく、現行の申請方法でお願いしているところであり、利用申請から登録完了までお時間をいただくこととなりますが、できる限り迅速な対応に努めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

今後におきましても、市民の皆様へ安全、快適で持続可能な地域公共交通となるよう、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 坂東企画総務部長より答弁いただきました。

1点目では、QRコードのスキャンで簡単にインターネット予約サイトにアクセスできる。若い人はもちろん、高齢者の方でも簡単に使えそうです。また、耳の不自由な方にとってはバリアフリーになるものだと感じました。今後に期待したいと思います。

2点目の答弁では、インターネットによる利用登録には、住民基本台帳に登録されていることの確認の必要性があることから難しいとの答弁でした。

システム上で難しいことは分かりました。できれば、代替案として、公民館や隣保館、図書館にあわめぐりのチラシや利用登録申込用紙を設置し、受け付けていただければと思います。難しい書類ではないので、公共施設に設置し、受け付けてください。よろしくお願ひいたします。

次の質問に移ります。（パネルを示す）

こちらのパネルは、本市内の某所の橋梁を下から撮ったものです。

鉄筋がむき出しになって、かなりさびています。横には、点検後でしょうか、チョークの跡も見受けられます。この損傷は、クラックから水が浸透して爆裂したものだと思われます。

橋は、車のような重量物が通ることにより大きな曲げモーメントがかかり、鉄骨で造られている橋梁は外観でさびなどの腐食具合は分かりますが、鉄筋コンクリート造りの橋では内部の腐食状況まではなかなか分からないのが現状です。

このパネルのように、鉄筋が腐食してコンクリートが剥離しているところを目の当たりにすると、多くの方がふだんの生活で橋を使うにしろ、気になる場所だと思います。また、大きな地震が来たときの安全面についても不安があると思います。

そこで、質問として、本市にある橋長2メートル以上の632橋の橋梁点検について伺いたいと思います。

1点目として、橋梁の点検方法と評価方法及びその開示状況はどのようになっているのかについて答弁願います。

○議長（笠井一司君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 後藤議員の一般質問の2問目、本市の橋梁点検等について、橋梁の点検方法と評価方法及びその開示状況はどのようになっているのかについて答弁させていただきます。

平成24年12月に発生した山梨県の中央自動車道笹子トンネルの天井板崩落事故を踏まえ、平成26年7月に道路法施行規則が改正され、ただいま議員もおっしゃりましたとおり、橋長2メートル以上の全ての橋梁について、5年に1回の定期点検が義務づけられました。

点検方法につきましては、橋梁を近接目視により行うことを基本とし、構造物の特性、周辺部材の状態、環境条件や周辺条件により橋梁ごとに判断することになりますが、必要であれば打音や触診などの手段を併用することとされております。

次に、評価方法につきましては、定期点検の結果を踏まえ、橋梁の健全性の診断を行い、健全、予防保全段階、早期措置段階、緊急措置段階の4段階で評価、区分することとされております。

本市においては、緊急に対策を行う必要がある緊急措置段階と診断された橋梁はなく、早期に監視や対策を行う必要がある早期措置段階と診断された橋梁が28橋確認されており、令和2年度から計画的に長寿命化対策工事に取り組んでいるところです。

この28橋について、現状、長寿命化の取組と経緯、修繕の対策内容と時期などについてまとめた阿波市橋梁長寿命化修繕計画を策定し、阿波市ホームページで公表しているところです。加えて、今後は健全であると診断された橋梁などを含め、定期点検を行った全ての橋梁の点検結果について、阿波市橋梁長寿命化修繕計画に盛り込み、公表することとしております。

今後とも、近い将来発生が危惧されている南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模自然災害に備え、防災上の重要度も勘案しながら、老朽化が進む橋梁の長寿命化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 高田建設部長より答弁いただきました。

点検については、近接目視を基本、そして必要に応じて打音や触診等の手段が用いられていることが分かりました。評価方法についても、4段階で評価、区分されていることが分かりました。

それをパネルにしたものがこれです。（パネルを示す）

判定区分Ⅰ、健全、判定区分Ⅱ、予防健全段階、判定区分Ⅲ、早期措置段階、判定区分Ⅳ、緊急措置段階。緊急措置段階はゼロ、次に悪い状況である早期措置段階は28橋あることも分かりました。

開示状況についても、阿波市のホームページで公開していることを私も確認しました。修繕計画として、橋梁の名前と対策内容と実施期間が表にまとめられていました。しかしながら、多くの橋梁について、現場では名前が表示されていないばかりか、どこにあるか分からないのが現状ではないでしょうか。できれば、早期措置を必要とする28橋をマップに落とし込み、可視化していただければと思います。

この質問については、これで終わりたいと思いますが、阿波市には市の管轄する橋以外にも県が管轄する橋があります。午前中にも竹内議員が質問をされました現在通行止めの大野島潜水橋です。地元県議に早期の復旧を要望したところ、快く知事にお伝えいただき、知事から直接早期復旧するとの言葉をいただきました。

この橋は、善入寺島で耕作している農家の方以外にも、お遍路さんや、菜の花、コスモス、ヒマワリを観賞するため多くの人を訪れる阿波市、吉野川市の大きな観光スポットでもあります。復旧工事の進捗状況はもちろん、迂回路のマップなども産業経済部、建設部

で広く広報していただければと思います。よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

市の職員の定年延長についてです。

今回の定年延長により、役職定年60歳も導入され、それまで管理職だった職員が新たな管理職のもとで業務を担うことになることから、今後の組織体制、定年延長された職員の生かし方について質問させていただきます。

まず1点目、役職定年後の給与引下げとやりがいについてを伺います。答弁願います。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 後藤議員の一般質問3問目、市職員の定年延長についての1点目、役職定年後の給与引下げとやりがいについて答弁をさせていただきます。

少子・高齢化が進み、生産年齢人口が減少する状況の中、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくため、令和5年度から国家公務員の定年が2年に1歳ずつ段階的に65歳まで引き上げられることとなり、地方公務員につきましても国家公務員と同様の措置が講じられ、定年が延長されることとなっております。

今回の定年延長では、管理職に就くことができる年齢は60歳までとし、61歳以降は非管理職とする役職定年が導入され、本人の意向によりパートタイムの勤務となる定年前再任用短時間勤務職員を選択することもでき、今後の人生設計や多様な働き方にも対応できる制度とされております。

一方、当分の間、61歳以降の職員の給料月額が60歳までの7割水準とすると定められており、議員のお話でもありました仕事へのやりがいについて十分留意していく必要があると認識しております。

こうしたことから、定年延長となった61歳以降の職員につきましても、体力面や給与水準も勘案しながら、今まで培ってきた知識や経験がより生かせる業務への配置など、仕事のやりがいを感じていただけるよう検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 坂東企画総務部長より答弁いただきました。

給料月額は7割水準となるわけですが、知識や経験を生かせる業務配置、やりがいを感じていただけるよう検討とありました。できれば、移住・定住、空き家対策、ふるさと納

税などの新しい課を設けることもやりがいにつながるのではないのでしょうか。検討していただければと思います。

続いて、再問として、新規採用について伺います。

公務員の定年が延長されることから、職員の定数管理に当然影響しますが、新規採用をやみくもに抑制することは、将来の行政組織に影響を与えます。市役所は、常に市民サービスの向上に前向きに取り組む行政組織でなければなりません。組織のガバナンス、職員のマネジメントがどう変化するか気になるところです。

そこで、再問として、定年延長による新規採用への方針はどのようになるのか、この点については町田副市长、答弁願います。

○議長（笠井一司君） 市長職務代理者町田副市长。

○市長職務代理者副市长（町田寿人君） 後藤議員の一般質問の3問目、市職員の定年延長についての再問、定年延長による新規採用への方針はどのようになるのかについて答弁させていただきます。

先ほど、坂東企画総務部長から申し上げましたが、市職員の定年延長につきましては、地方公務員法の改正により、令和5年度から現行の60歳から定年年齢が2年に1歳ずつ段階的に65歳まで引き上げられることとなります。そして、令和13年度以降は定年年齢が65歳になるというものであります。

また、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するために、60歳の時点で管理職である職員には役職定年制度が導入されますが、引き続き一般職としての身分を有し、今まで培ってきた知識、技術、経験などを次の世代に継承していただけるよう、適切な配置についても留意してまいります。

議員お話しの定年延長に伴う新規採用につきましては、従来までのように毎年の退職者を補充するという考えではなく、職員の年齢構成、さらには退職者数の見通しを踏まえた中・長期的な視点を持って適正な定員管理をしていく必要があると考えております。したがって、定年の段階的引上げが完了した時点においても年齢構成においてバランスが取れ、行政需要に基づく業務量に応じた適正な職員配置が可能となるよう、定年退職者が生じない年度におきましても一定の新規職員を計画的に採用してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 答弁いただきました。

年齢構成においてバランス、適正な職員配置、そして一定の新規職員の採用との答弁でした。

新規採用枠があるということは非常に大きなことであり、優秀な人材の確保の面からも意義があると思います。前向きな答弁をいただき、ありがとうございました。

次の質問に移ります。

4問目は、太陽光と省エネについてです。

今まさに、電力料金の高騰が市民の皆様の生活に重くのしかかっています。中野議員の話でもあったように、お店で暖を取る方もいるとのことでしたが、近年にない寒さの中、電気の消費を抑えるために様々な努力をされていると私も聞いております。阿波市内の公共施設でも電気料金が増え、追加予算を計上するところも出てきています。

その電気料金の抑制に効果的なのが、太陽光ではないでしょうか。東京都では、新築の場合、2025年4月より太陽光パネル設置が義務化になります。阿波市の公共施設でも、どの程度太陽光が設置されているのか気になるところです。

質問の1点目として、公共施設の太陽光の運用状況をお聞かせください。教育委員会と企画総務部に関係があると思いますので、それぞれ順次お願いいたします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 後藤議員の一般質問4問目、太陽光と省エネについての1点目、公共施設の太陽光の運用状況について答弁をさせていただきます。

太陽光発電設備は、本庁舎において設置しており、発電能力は50キロワット、令和4年の年間発電量は6万213キロワットアワーでございます。全て自己消費を行っており、売電はしておりません。また、休日等、本庁舎の使用量が少ない場合は、アエルワで消費をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） 後藤議員の一般質問の4問目、太陽光と省エネについての1点目、公共施設の太陽光の運用状況について答弁させていただきます。

現在、小・中学校の太陽光発電は、伊沢小学校、吉野中学校、土成中学校、市場中学校の4校に設置しています。

設置時期は、4校とも平成22年度で、設置後12年が経過していますが、学校の環境

教育に活用し、二酸化炭素の削減にも大きく貢献しています。

太陽光発電を設置している学校では、日中に作った電気を学校生活に必要なエアコンなどの電気で自家消費し、電力会社から購入する電力量を減らすとともに、余剰電気については電力会社に買い取ってもらい売電収入を確保し、学校運営に役立てています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 庁舎について、自家消費、休日はアエルワでの消費ということでした。学校関係では、4校が設置で、これについても自家消費されているということでした。

太陽光に限らず、再生可能エネルギーにシフトしていくことは時代の流れであり、他の公共施設でも設置をお願いいたします。また、他の自治体では、風力発電を検討中のところもあると聞いてます。併せて検討していただければと思います。

次の質問に移ります。

省エネの代名詞が、今は照明のLED化ではないでしょうか。皆さんはみずほ銀行徳島支店に行ったことがありますか。私は、付添いで行ったことがあります。宝くじの高額当選の場合、当選金を受け取れる場所です。建物は、昭和4年に建てられた古い建築物です。しかし、室内の照明は全てLEDです。民間の銀行は、損をする投資はしません。

そこで、阿波市の公共施設の省エネとLED化はどの程度進んでいるか質問したいと思います。

再問として、公共施設における再エネとLED化の進捗状況はどのようになっているのか、答弁願います。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） 後藤議員の一般質問の4問目、太陽光と省エネについての再問、公共施設における省エネとLED化の進捗状況はどのようになっているのかについて答弁させていただきます。

本市には、9館の公民館がございます。その中でLED照明を使用している公民館につきましては、新たに建て替えた大俣公民館、土成公民館、大規模改修工事を終えた伊沢公民館がLED照明となっております。令和5年度には、市場公民館の大規模改修工事を行う予定となっております。LED照明を導入いたします。

今後、社会教育施設を改修する際には、LED照明の導入についても検討してまいりた

いと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 森友教育部長より答弁いただきました。

新施設はLED化ができています、また大規模改修ではLED化するとの答弁でした。今後についても、LED照明の導入についても検討するとの前向きな答弁でした。ありがとうございます。

今回は、社会教育施設をターゲットとしましたが、まだまだLED化できていない施設はたくさんあります。例を挙げますと、庁舎及びアエルワの照明では、約1,060台以上の蛍光灯器具があります。なぜ、LED化ができていないか。以前の一般質問の答弁では、影ができるというものでした。庁舎3階の議場、ここでは全てLEDです。手を少し上にかざすと、机の上にたくさんの手の影ができます。この影が、そんなに大きな問題になるのでしょうか。先ほども言いましたが、古い銀行でも全てLEDです。また、南海トラフ地震では四国の電気は最大1週間程度停電すると言われています。阿波市の庁舎の発電機は、燃料の都合で供給がなければ72時間しか運転できません。この運転を一分でも一秒でも延命するには、省エネは不可欠ではないでしょうか。庁舎及びアエルワのLED化を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

公共施設は、まだまだたくさんあります。機会があるごとに質問は続けたいと思います。SDGs、カーボンニュートラル、グリーントランスフォーメーション、防災・減災、全て省エネにつながってきますので、私もこの点については今後も注視してまいります。

これで、今回の全ての質問を終わります。

○議長（笠井一司君） これで、8番後藤修君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時35分 休憩

午後2時44分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番木村松雄君の一般質問を許可いたします。

17番木村松雄君。

○17番（木村松雄君） 令和5年3月第1回阿波市議会定例会一般質問、17番木村松雄、ただいまから始めたいと思います。

藤井前市長が2月17日をもって一身上の都合により退任され、市長職務代理者町田副市長という体制の中での今定例会でございます。

私の質問も12番目ということで、あと武澤議員が控えておりますので、私は駆け足で進めていきたいと思います。

私の質問は、行政デジタルトランスフォーメーション推進事業についての1点でございます。

国は、デジタル社会の実現に向け、平成30年にデジタル・ガバメント実行計画を策定するとともに、自治体が重点的に取り組む事項等を掲げた自治体DX推進計画を令和2年に策定し、行政手続のオンライン化や情報システムの標準化、共通化を進めることなど、自治体業務のデジタル化の方向性を示しました。また、それらの司令塔として、令和3年にデジタル庁を創設しました。

デジタル・ガバメント実行計画は、令和3年12月に開始され、同日にデジタル社会の実現に向けた重点計画等を閣議決定しています。誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を実現するため、社会全体で定期的に振り返り、体験し、見直す機会とするために、日本政府は令和3年にデジタルの日を創設しました。令和4年は、10月2日、3日をデジタルの日、10月をデジタル月間に設定し、様々なイベント等を行うことで日本のデジタル化を加速させるとしました。

また、総務省は、2020年4月1日の地方公務員数を1994年と比較すると、約52万人減少しているといいます。この原因は、必ずしも人口減少だけではありませんが、将来的な人口減少による人手不足が懸念されています。

そこで、最新のデジタルテクノロジーを活用することでこうした課題を解決し、住民一人一人に行政サービスを届けられるように変革しようというのが自治体DXの狙いです。自治体推進計画概要によれば、自治体DX推進計画の意義、目的の3つの方針のうちの一つ、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針から目指すべきデジタル社会のビジョンとして、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない人に優しいデジタル化が示されています。

令和3年9月にデジタル庁が発足し、昨年6月には田園都市国家構想が閣議決定されて

います。これは、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指して、デジタルの力で地方の個性を生かしながら社会課題の解決と魅力の向上を図るものであります。また、地方創生の目的を共有した上で、その取組を継承、発展させながら一人一人の多様な幸せであり、社会全体の幸せでもあるウェルビーイングという目標に向かって、地域の特色を生かした分野横断的な支援に向けて、デジタルの力を活用して各種施策を展開していくことになっております。市民サービスをデジタル化し、向上させていく、これを実現させるためには、厳しい財政状況ではありますが、限られた予算の中でもシステム、ツールの機能等々を見極めて、本市独自の判断により、自発的、先行的な予算措置を講じる必要があるのではないかと、このように思っています。デジタル化への対応は喫緊の課題であり、市民誰もが利用しやすい新しいサービスを提供することが強く求められます。

そこで、次の2点についてお伺いします。

1点目は、本市においての今年度中のデジタル化への取組状況について、2点目として、令和5年度の当初予算案に反映した事業について。

以上、2点を一括して答弁を求めます。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 木村議員の一般質問、行政デジタルトランスフォーメーション推進事業について幾つかのご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1点目の今年度の取組状況について答弁をさせていただきます。

本市では、昨年より、DX——デジタルトランスフォーメーション——の推進に向け、業務の全庁的、横断的な推進体制を構築するため、各課よりPTメンバーを選任し、阿波市デジタル化推進プロジェクトチームを立ち上げ、行政の一層のデジタル化に向け、各種課題に対し協議検討を重ねてまいりました。PT会議以外でも、業者によるデモンストレーションを今年度では15回開催するなど、PTメンバーに積極的に参加をしていただき、デジタル化の推進に向け取り組んでまいりました。

また、今年度デジタル化に取り組んだ主な事業といたしまして、昨年4月に開設しました阿波市公式LINEを活用し、昨年11月より、自分が欲しい情報を受信設定から選択することのできるセグメント配信機能や、LINE上から道路や公園遊具の破損、街路灯の球切れを担当課へ報告可能とする不具合箇所報告といった双方向の行政サービスが享受できる機能を追加いたしました。

また、いつでも、どこからでも業務に参加できるテレワークにつきましても順次整備を進めており、今年度から実証実験を行い、来年度より本格的に運用を開始する予定としております。

今後も、引き続きデジタル社会の実現に向け、市民の皆様一人一人のニーズに合った、より利便性の高い行政サービスを提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の令和5年度の当初予算案に反映した事業について答弁をさせていただきます。

本市では、デジタル化の推進に向け、阿波市デジタル化推進プロジェクトチーム会議において、行政のデジタル化が可能な事務の棚卸しや優先順位の決定を行っております。

来年度につきましても、今年度プロジェクトチーム会議で優先的にデジタル化を進めていく事業を決定し、当初予算案にも事業費を計上し、計画的かつスピード感を持って各種事業を実施したいと考えております。

まず、令和5年度当初予算案に計上しております事業といたしましては、LINE電子申請システムの導入でございます。

こちらは、本市が四国で初めて実施する自治体となっており、現在窓口での受付や郵便により行っている戸籍謄本などの戸籍関係書類並びに所得証明書などの税証明書が市公式LINE上から申請が可能となるものでございます。

詳細につきましては、阿波市公式LINE上において、マイナンバーカードによる厳格な本人確認を行い、支払いにつきましてもキャッシュレス決済に対応するなど、申請から本人確認、支払いまでが市公式LINE上で完結するシステムでございます。これらのことから、市役所やコンビニへ出向く時間を省くことができ、外出が難しい方でもスマートフォンがあれば場所や時間を問わず、迅速かつ手軽に行政サービスを受けることができるようになります。

次に、公共施設のオンライン予約の導入でございます。

自宅や職場などから24時間、365日、スマートフォンといった通信機器を使用し、市の施設の空き状況の確認や利用予約を行うことが可能となることから、施設予約の利便性が高まり、簡単で手軽に手続を行うことができます。

以上のように、来年度につきましても着実に行政のデジタル化推進が図れるよう、プロジェクトチームでの検討を軸に、より一層市民の皆様の利便性向上並びに事務の効率化を目指してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 木村松雄君。

○17番（木村松雄君） 担当部長より答弁をいただきました。

1点目の答弁では、各課よりメンバーを選任し、阿波市デジタル化推進プロジェクトチームを立ち上げている。今年度の事業としては、阿波市公式LINEを活用して、セグメント配信機能や双方向の行政サービスが享受できる機能を追加したと。

また、2点目の令和5年度の当初予算案に計上している事業につきましては、LINE電子申請システムの導入であり、四国の自治体では本市が初めてであると。加えて、公共施設のオンライン予約の導入等ができるという答弁でございました。

この件については、先日の某放送局のテレビのニュースで流れていました。日本でもそんなに多くない、四国の自治体では初めての導入であるというようなニュースが流れていました。

また、阿波市は無料Wi-Fi設置率が県内自治体ではトップであるという記事が、3月4日の徳島新聞の記事に掲載されていきました。それによりますと、阿波市は県内24市町村で最多の30施設に無料Wi-Fiを設置している。災害時の通信手段の確保が主な目的であると。2017年に総務省の補助金を活用し、避難所となる公民館や体育館などの20施設に初めて整備をしたと。その後も数を増やし、一部はおもてなし公園のような観光施設にも設けている。設置には、多少経費は必要だが、多様な用途に利活用できるメリットは大きく、市担当課は今後も効果的に整備していきたいと、このような記事が掲載をされていきました。

私が何を申し上げたいかといいますと、常にそういう国の動向、総務省の情報をアンテナを高くして収集して分析し、本市のまちづくり行政の効率化、市民サービスの向上に取り組んでいただきたいと、そのように思います。

本題に戻りますと、部長から答弁いただいたように、来年度もプロジェクトチームを中心にデジタル化を進めていくということで、市民にとって便利になったと感じてもらえるような事業を引き続きしていただけたらと思います。

デジタル化の推進は、業務の効率化により人口減少問題や少子・高齢化に伴う人手不足を解消すること、リモートワークによる感染症対策の徹底など、課題解決につながると思っています。デジタルトランスフォーメーションは、今後の経済効果に大きく影響するとされています。しかしながら、日本は世界に比べ後れを取っていると言わざるを得ない状況で

ございます。自治体においても、足踏み状態になっているところも多いかと思えます。

しかしながら、DX市場の成長は早く、日ごとに新しいサービスやシステムが生まれています。そのため、常日頃から現在の状況をしっかり学び、先進地域の状況を把握し、新しい技術に対してアンテナを張り続けなければなりません。変化に柔軟であるということは、自治体が存続し続けていく上で必須の条件と言えると考えます。

そこで、今後の行政DX事業の展望について、再問として、市長職務代理者町田副市長のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（笠井一司君） 市長職務代理者町田副市長。

○市長職務代理者副市長（町田寿人君） 木村議員の一般質問の1問目、行政デジタルトランスフォーメーションの推進事業についての再問、今後の行政DX事業の展望について答弁させていただきます。

現在、政府はマイナンバーカードを利用した行政サービスをデジタル社会構築の基盤と位置づけており、2024年の秋には現在使用されている保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化した運用へ、また2024年末には運転免許証も一体化されるとしており、マイナンバーカードの重要性がさらに高まってくると言われております。

今後の行政DXにつきましても、マイナンバーカードを利用した行政のデジタル化が主軸となると考えており、市民の皆様にとってマイナンバーカードを利用して税金の確定申告や各種行政手続などがオンラインで行えるなど、新たな行政サービスの在り方へと変化をいたしております。

また、行政側にとってもマイナンバーカードの普及により、迅速で正確な本人確認によってミスや成り済ましを防止できるほか、事務処理の効率化やコスト削減などの効果が期待できます。今後は、窓口での手続に加え、オンラインでの行政手続が一層加速していくと思われれます。

その結果、オンラインでの行政手続が加速すれば、各種証明書発行時の手数料が発生する手続に関しましては、キャッシュレス化が必要不可欠となってきます。キャッシュレス化は、国を挙げて推進している施策で、国では2025年6月までにキャッシュレス決済の比率を4割程度とすることを目指しております。新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症予防対策として、オンライン決済を含めた非接触によるキャッシュレス決済への社会的関心もさらに高まってきております。

こうした背景から、自治体でも徐々にキャッシュレス化の動きが見られるようになり、

本市におきましてもキャッシュレス決済の導入の検討をさらに進め、市民サービス向上、さらには窓口で事務の効率化を図ってまいりたいと考えております。

今後、ますます人口減少、少子・高齢化が進む中で、行政DXの役割は地域社会の課題解決や市民サービスの利便性の向上を図るとともに、事務の効率化による行政改革、さらには働き方改革を着実に推し進め、さらなる持続可能な行政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 木村松雄君。

○17番（木村松雄君） 町田副市長より答弁をいただきました。

本市においても、マイナンバーカードを軸とした先進技術やデジタルツールを有効活用して行政DXを推進させることにより、市民サービスの向上、業務の効率化、産業振興など、あらゆる面でDX化を図ることがこれからの行政運営やまちづくりに求められています。

現在策定している第2次総合戦略や第2次総合計画により、中・長期的な視点からまちづくりの一層の推進を図っていただき、また社会の動向を注視しながら行政DXをさらに進展していただくことにより、誰一人取り残さない人に優しいデジタル化の実現に向けて今後も取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問は終わりますが、最後になりますが、この議場に今年度をもって退職をされる5名の方がおられますが、同僚議員が何度もおっしゃってますので個人のお名前はもう割愛させていただきますが、どうぞ5名の方には長年のご奉仕、お勤めご苦労さまでございました。また、退職されても私たちにもご指導いただけたらと思います。

そして、今、私のところにもいろいろな市民の皆さんからの電話なりお問合せが来ます。阿波市は、市長が急な退任をされてどうなるんだと、新聞紙上ではごみ行政もさることながら、いろいろな市の難題、課題を抱えて市長不在というところで、議員、議会としてどうしていくんだというような、そういう問合せとかお話が寄せられています。

先ほど、黒川議員もおっしゃってましたが、このようなときこそ議員、理事者、関係機関が一致団結してこれを乗り越えていかなきゃならんと、私もそのような考えを持っております。

そして、来月4月16日に阿波市長選挙の告示、そして23日には投開票という流れになっておると聞いております。遅くとも、4月23日には新しい阿波市長が誕生いたしま

す。新市長には、本市の抱える最重要懸案事項に取り組んでいただき、企業誘致などによる若者の定住できる町を目指して市政運営に当たってほしいと大きく期待をしております。新しく市長になられた方には、そのようなことをお伝えしていただきたいと思います。町田副市長、よろしく願いいたします。

ということで、17番木村松雄の一般質問を終わります。

○議長（笠井一司君） これで、17番木村松雄君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時10分 休憩

午後3時13分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番武澤豪君の一般質問を許可いたします。

○6番（武澤 豪君） それでは、議席番号6番武澤豪。ただいまから一般質問を始めます。

質問に入る前に、がんばる農業者応援給付金事業を本議会で提出していただいたこと、本当にありがたく思います。電気代や肥料代、運賃など様々な経費が増加される昨今ですが、阿波市らしい農業者に対する応援が前回に続いて提出されましたことを農業をしている一議員としてお礼申し上げます。

では、質問に入ります。

今回の質問は1点、企業誘致についてです。

阿波市にカット野菜工場を誘致してはどうかについて質問をさせていただきます。

阿波市は、全国的に見ても農業市であることは間違いありません。春夏秋冬、いつの時期でも豊富で新鮮な野菜を農家が丹精を込めて栽培しております。今の時期なら、白菜、キャベツ、ブロッコリー、レタス、トマトなど、数え上げれば切りがないほど多種多様な農産物が安心・安全で、そして新鮮なままで出荷、販売されております。

こういった野菜ではありますが、農家の方々は非常に苦労して栽培を行っております。

レタスを例に挙げますと、例えば苗を1,000個植えたとして、収穫できるのはかなり上級者の方でも約800個程度、その中でもJAに出荷するとすれば系統出荷で最上位といわれる秀品品質のものが約600から700個であり、残りはランクを下げての出荷となります。当然、販売単価も品質によって価格が変動し、最上位の秀品といわれるもの

が1箱当たり2,000円であるとすれば、ワンランク下がると約500円程度の下落、つまり1,500円となり、レタスの品質や形状などにより出荷形態が変化してきます。ランクが下がれば下がるほど販売単価も下がり、出荷経費や人件費を除くと、手取りが1箱当たり数十円、数百円といった場合もあります。

また、さきに述べたように、1,000個植えたうち約800個の収穫、つまり約200個は廃棄処分になります。近年の地球温暖化や自然災害の多発により、廃棄される野菜は年々増加傾向にあります。レタスを例に挙げましたが、阿波市では最近の栽培トレンドとしてブロッコリーがかなりの増加傾向にあります。

そのブロッコリーにも、近年の環境の変化で、数年前から見たことない新しい病気が現れました。

病名を黒すす病といい、糸状菌——カビ——が原因の病気で、ブロッコリーが感染してしまうと葉っぱやつぼみが汚染され、つぼみには黒い斑点が現れます。この斑点が1つでも見えると、現状では出荷することができない状況となり、廃棄される方も多くいます。また、黒すす病は孢子が風で飛ばされることで、周りの畑にも被害を出すことが少なくありません。

こういった病気の対策として、農家の方々は防除を病気発生前に行うのですが、これといった効果も薄く、その上肥料の高騰や原料高による出荷資材の高騰により、農家の手取りはますます圧迫されているのが現状です。（パネルを示す）

今回、気合を入れてパネルを大きく作ってきたんですけども、先ほど申しあげました黒すす病になります。こういったブロッコリーの形なんですけど、この中の一部分、この黒い点が1つあるだけで出荷ができないというのが今の農業の現状であります。

先ほど挙げた例は一部ですが、キャベツでは収穫時期に高温と雨が重なることでキャベツが割れてしまい、出荷できない。トマトも同様に高温、湿度の上昇で割れができ、集荷できない。ナスなら、風の影響でこすれてしまい、傷が残ることで販売単価が下がるなど、例を挙げれば切りがないほど丹精を込めた作物が日々廃棄されております。

こちらがキャベツの写真になります。（パネルを示す）

こういった虫食いだったり、病気だったりというのが発生することで、外の皮をむいてしまうことで販売単価が物すごく下落します。

また、こちらは白菜とトマトの写真になります。（パネルを示す）

白菜ですと黒い部分、こちらが病気になるんですが、これも1枚むいてしまうと、食べ

ることはできるんですけれども、市場出荷は白むきになりますので、当然出荷ランクが落ちてしまう。トマトに関しては、もう割れは一切扱われないので、廃棄処分となります。これも、加工することで十分食べることができます。

今回、私が質問というか要望に近い形ですが、カット野菜工場を誘致してはどうかについて過去にも質問をさせていただきました。さきに述べた野菜を有効に利用できることで農家の収益の増加も見込め、雇用の創出にもつながる。また、真空包装や冷凍加工することにより、関東圏や海外輸出にもつなぐことができます。

4年前に、阿波市議会産業建設常任委員会で東京に視察研修に行かせていただきました。主たる研修は、カット野菜工場の見学をさせていただきました。

そこで、阿波市に工場を建設できないかと、工場関係者の方々と参加されている議員の方々と意見交換を行いました。多くの野菜が加工され、そこに多くの方々が雇用されているの目の当たりにし、ぜひとも阿波市に欲しいと思ったのは、私も含め当時参加された議員たちも同様の考えではないかと思えます。

近年のコロナ禍により、外食を控え、家で食事をする機会が増えました。こういった背景を軸に、カット野菜は販売額を大きく伸ばし、また共働きによる家事時短のお手軽なカット野菜が普及し、売上げを伸ばしている状況です。

先日も、第3次阿波市農業振興計画の素案においても地域特性を生かした阿波市ブランドの展開とあったように、阿波市産のカット野菜が阿波市ブランドを広げるには最高の素材であると考えます。

では、質問として、阿波市にカット野菜工場を誘致してはどうかについて答弁を願います。

○議長（笠井一司君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 武澤議員の一般質問の1問目、企業誘致についての1点目、阿波市にカット野菜工場を誘致してはどうかについて答弁をさせていただきます。

本市では、人口減少傾向を少しでも緩やかにするため、長期的な視点に立った人口目標を人口ビジョンにより定め、それを実現するための取組として総合戦略を策定しております。

その総合戦略において、持続可能なまちづくりを推進するため、雇用の創出を最重要課題の一つと位置づけ、積極的に企業誘致に取り組んでいるところでございます。とりわけ重点的に取り組んでまいりました製造業を中心とした工場誘致につきましては、近年順調

に推移し、また農業立市としての本市の特性を生かした第1次産業関連企業の誘致についても成果が現れております。具体的には、高度環境制御による最先端技術を導入しトマト栽培を行う株式会社トマトパーク徳島、株式会社INITIUM、さらにLEDを利用し植物工場でレタス栽培を行う株式会社西瀬スレート工業所の植物工場COCONが整備され、雇用の場の創出や農業の新たな担い手として、また地域経済の活性化など大きな期待を寄せているところでございます。

議員ご質問のカット野菜工場を誘致してはどうかについてでございますが、カット野菜は単身世帯、共働き世帯の増加や高齢化、外食産業などの社会構造、消費構造の変化に伴い、調理の時短や食の簡便化、食の多様化から需要が高まる傾向にあり、加えて食品ロス、廃棄野菜の削減などの観点からも注目されていると考えられます。

今後におきましても、農業関連企業をはじめ、他業種から農業参入を検討している企業など、アンテナを高くし情報収集に努めるとともに、野菜食品、加工事業者をはじめとする農業関連企業など、本市の企業誘致の優遇制度の案内や企業訪問による誘致活動を展開し、意欲のある事業者の事業転換や新会社創業など幅広くご支援をさせていただき、さらなる地元雇用の確保や地域の活性化に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） 答弁いただきました。

答弁では、1次産業関連の企業誘致が進み、生産能力の優れた企業が活躍され、雇用の創出や担い手の育成など地域活性化が期待できる。また、カット野菜工場については、アンテナを高くし、企業訪問による誘致活動を展開し、意欲ある事業者の事業転換や新会社創業など、幅広く支援をしたいと考えているとのことでした。

令和3年4月に、阿波市内の3JAが合併し、JAあわ市として誕生しました。

さきの答弁にもありましたが、県外の大きな事業者を誘致されることもいいことだと思いますが、阿波市内にもJAあわ市のような地元愛あふれる企業も多く存在しています。阿波市の阿波市による阿波市のための企業誘致を今後とも進めていただきたいと思います。

近年、SDGsやエシカル消費、食料危機という言葉が多く語られております。持続可能な社会の実現、そして昔からよく耳にするもったいない野菜たちを有効に利用し、販売すること、また廃棄していた野菜をカット、加工することでSDGsやエシカル消費、食

料危機にも十分つながります。

阿波市の強みの中から生まれるマイナス材料を生かし、そこから生まれた加工品やカット野菜たちを、さきも述べましたが関西、関東にとどまらず、世界へと目を向け、徳島県阿波市の価値をもっと増やすことのできる事業であると考えますので、ぜひとも前向きな企業誘致をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、今月末で市役所を退職される方々、長い間ご尽力いただきありがとうございました。また、何か阿波市にお力添えをいただくこともあるかもしれません。そのときは、ぜひともお力添えをよろしくお願いいたします。皆様のご健勝、ご多幸をお祈りいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（笠井一司君） これで、6番武澤豪君の一般質問が終了いたしました。

~~~~~

日程第 2 議案第 1号 令和4年度阿波市一般会計補正予算（第10号）について

日程第 3 議案第 2号 令和4年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第 4 議案第 3号 令和4年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第 5 議案第 4号 令和5年度阿波市一般会計予算について

日程第 6 議案第 5号 令和5年度阿波市御所財産区特別会計予算について

日程第 7 議案第 6号 令和5年度阿波市国民健康保険特別会計予算について

日程第 8 議案第 7号 令和5年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 9 議案第 8号 令和5年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第10 議案第 9号 令和5年度阿波市介護保険特別会計予算について

日程第11 議案第10号 令和5年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について

日程第12 議案第11号 阿波市水道事業会計予算について

日程第13 議案第12号 阿波市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

- 日程第 14 議案第 13 号 阿波市個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 15 議案第 14 号 阿波市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 15 号 阿波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 16 号 阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 17 号 板野町と阿波市のペットボトルの処理に関する事務の委託に関する規約について
- 日程第 19 議案第 18 号 上板町と阿波市のペットボトルの処理に関する事務の委託に関する規約について
- 日程第 20 議案第 19 号 阿波市道路線の認定について
- 日程第 21 議案第 20 号 阿波市道路線の変更について

○議長（笠井一司君） 次に、日程第 2、議案第 1 号令和 4 年度阿波市一般会計補正予算（第 10 号）についてから日程第 21、議案第 20 号阿波市道路線の変更についてまでの計 20 件を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 1 号から議案第 20 号までについては、会議規則第 37 条第 1 項の規定により、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会におかれましては、第 1 回阿波市議会定例会日割り表に基づいて委員会を開催され、付託案件について審査されますようお願いいたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、14 日は休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、14 日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

14日午前10時から地域活性化特別委員会、15日午前10時から総務常任委員会、16日午前10時から文教厚生常任委員会、17日午前10時から産業建設常任委員会です。

なお、次回の本会議は3月22日午前10時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時31分 散会